

# 参議院総務委員会会議録第六号

平成十四年三月二十六日(火曜日)  
午前十時開会

委員の異動

三月二十五日

辞任

渡辺秀央君

三月二十六日

辞任

高橋千秋君

魚住裕一郎君

出席者は左のとおり。

委員長

田村公平君

副大臣

羽田雄一郎君

補欠選任

山本香苗君

理事

景山俊太郎君

谷川秀善君

岩城光英君

伊藤基隆君

小野清子君

久世公堯君

沓掛哲男君

南野知恵子君

日出良充君

内藤恒雄君

羽田雄一郎君

松井孝治君

八田ひろ子君

宮本岳志君

平野貞夫君

松岡満壽男君

又市征治君

○行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消費、情報通信及び郵政事業等に関する調査  
(地方財政の拡充強化に関する決議の件)

○恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(田村公平君) 太いまから総務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨日、渡辺秀央君が委員を辞任され、その補欠として平野貞夫君が選任されました。

○委員長(田村公平君) 次に、政府参考人の出席を要求に関する件についてお詰りいたします。

地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に総務大臣官房総括審議官板倉敏和君、総務省自治財政局長林省吾君、総務省自治税務局長瀧野欣彌君、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長岩田喜美枝君及び国土交通大臣官房審議官庭局長岩田喜美枝君及び国土交通大臣官房審議官樺木晶夫君を政府参考人として出席を認め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(田村公平君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(田村公平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

申上げます。そういった折にもかかわらず、大臣は精力的に公務に励んでいらっしゃいました。その姿を見るにつけ、頭の下がる思いであります。これからも国家国民のためにどうか御活躍いただきたいと御祈念申し上げます。

それでは、質問に入ります。

地方分権の進展を考えましたときに、私は住民にとって一番身近な行政主体であります市町村の

その果たす役割はますます大きくなつてくるものと考えております。私は以前から、市町村が元気を出すことが日本の活力につながると、こう話を

しておりました。大臣も就任以来、同じような趣旨のお話をされていらっしゃいますこと、それも心強く思つておりました。しかしながら、現実には地方財政は極めて厳しい状況にあります。私も

自分の県内を回りますと、首長さん方から悲鳴を

近い声をお伺いするわけであります。

そこで、地方財政の問題についてまずお伺いし

たいと存じます。

平成十四年度の地方財政の収支についても巨額の財政不足が生じたようであります。ここ数年、

具体的には平成十一年度当初から毎年おむね十兆円の通常収支の財源不足が生じている現況にございます。國のみならず、正に地方財政も危機的な状況にあるものと考えております。

そこで、まず大臣の地方財政に対する現状の認識についてお伺いをいたします。

○委員長(田村公平君) 冒頭、岩城委員から大変御丁寧なごあいさつをいただきまして、恐縮いたしております。ありがとうございます。

平成十四年度の地方財政は、國も大変な危機的

状況でございますけれども、地方も同じでございまして、特に地方財政は三千三百の地方団体の集

合体が地方財政と、こういうことでございまして、一様じゃない。大変悪いところもあるわけ

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○このたびの御母堂の御不幸、心よりお悔やみを

ござりますけれども、お話しのように、十四年度末の借入金の累積残高が百九十五兆円になると、こういうわけでございまして、個々の団体によりましては、先ほども言いましたが、もう極めて国よりも厳しい団体も幾つかあるわけでございまして、我々も憂慮いたしております。

このような地方財政の状況が悪化しましたのは、一つは景気の後退。地方税収は伸び悩む、国税も伸び悩みますから地方交付税も減ると。ところが一方、地方に対します、地方団体に対しますいろんな財政需要の要請がある。例えば、生活関連社会資本の整備とか地域福祉政策の充実とか、こういうことの住民からの要請にこたえなければならぬ。さらに、景気を良くするために公共事業をやると。公共事業も国よりは地方がやる部分が多いわけでありますから、公共事業をやる、単独事業もやると。あるいは減税をやると、減税をやりますとそれだけ収入が減りますから、減税のやつた財源の補てん債を出すと。この元利償還が大変になると。

こういう状況でございまして、この状況から一日も早い脱却を考えるわけでありますけれども、それは国の場合も同じように、まず経済の活性化を図るということ、あるいは更に国、地方を通じてより根本的には国と地方の税財源配分の見直し等も考えると、こううことの三点セットで対応していくしかないのではないかと、こういうふうに考えておりまして、現在、個別のいろいろな団体のお考え等も聞きながら、それぞれの対応、適正にしてまいりたいと考えております。

○岩城光英君 経済の活性化始め三点セットで取り組んでいきたいということでございます。何とぞよろしくお願いしたいと存します。

それでは、平成十四年度の地方財政計画についてお伺いをいたします。

今回の計画では、今もお話しありました厳しい地方財政の状況も反映しまして、国と同様にその歳出について相当切り込んだものとなつていてるよ

うです。歳出全体を見ました場合に、八十七兆五千六百六十六億円で前年度比マイナス一・九%となりました。対前年度でマイナスになるのはこの地方財政計画が作成されるようになつて以来初めてのことと伺っておりますが、そこで、国の歳出の見直しと歩調を合わせて地方財政計画の歳出についても見直しを行つたようですが、具体的な内容について副大臣にお伺いいたします。

○副大臣(若松謙維君) 今、委員も御指摘の初めのマイナス、地方財政計画の平成十四年の策定になつたわけでございます。そして、この地方歳出につきましては、国の歳出予算と歩を一にして徹底的な見直しとそして重点的な配分を行いました。そして、この地方歳出につきましては、國の歳出見直しと歩を一にして徹底的な見直しとそして重点的な配分を行いました。そして、この地方歳出になつたわけでございます。

給与関係経費につきましては、定員の計画的な削減等を行いまして全体として約一万二千三百人の職員定数を減員するほか、国の予算上の取扱いに準じまして給与改善費の計上を見送る等の措置を行いまして抑制しましたところ、前年比〇・二%の微増に抑えたと、このようにいたしました。

また、一般行政経費、いわゆる単独関係でありますが、これらにつきましても既存の経費を削減、いわゆる重点七分野以外はおおむね一〇%削減と、こういう形になつておりますので、更に先ほどの重点七分野を中心とするいわゆる地方の活性化、循環型社会の形成、少子高齢化への対応、これといったところに對しては財源を重点的に配分するという措置をいたしまして、全体として前年度比〇・三%減に抑制したところでござります。

さらに、投資的経費に係る地方単独事業費につきましては、国の公共投資関係費と同一の基調に従事してまいりましたが、大変国と同様に財政が厳しいということで、この公共投資も国と同じく一割削減をいたしまして、平成十四年度での地方財政対策として十五兆七千五百億円を計上したところでござります。

この金額でありますが、いわゆる前年比と一〇%減という状況になつておりますが、これも委員も御存じだと思いますが、最近、地方団体の決算額がこの地方財政計画額を大幅に下回っていると、こういう実態にもあることから、やはり地域の実情に即して生活関連基盤の整備とか地域経済の振興等、必要な事業量をしっかりと確保していくべきだということを述べられていらっしゃいます。

まず、国から地方への税源移譲で地方税の充実を図ること。そして国税が減少する分については、以前からその問題が指摘されてきた国庫補助金の削減で対応する。あわせて、国から地方への大きな財源移転を行っていく。交付税についても削減等の見直しを図る。とりわけ交付税については、起債の元利償還とか単独事業、これらを見過さなければいけないか、いろんなことをやり過ぎたのではなく、そこまで交付税がやるのはいかがなものかと、このようなお話をされていらっしゃいます。私もこの大臣の主張に基本的に賛成であります。

更に申し上げれば、度々交付税の削減と、こう

と存じます。

ただ、若干気になりますのは、今もお話しがありました投資的経費の中の地方単独事業ですね、これが一〇%も大幅にカットされていることであります。この地方単独事業については、地方財政の厳しさも反映しましてこれまで各地方団体におけられが進行しており、地元の経済に少なからぬ影響を与えてきているものと認識をしております。株価は今持ち直しつつあるようですが、地域経済は依然として冷え切っています。私ども福島県にもそういった地域があるわけですけれども、とりわけ公共事業に依存しているような地方の経済は、現実問題としまして地方財政計画での削減に右倣えということで各団体が地方単独事業に大きな手を振るうようになりますと死活問題ともなりかねない、そついた懸念をしております。

そこでお伺いいたしますけれども、投資的経費の地方単独事業を減額した理由について改めて、また地方単独事業の落ち込みに拍車を掛けることにならないのか、さらにはこの問題に對して地方団体にはどのような対応を求めていくのか、お伺いをいたします。

○副大臣(若松謙維君) 繰り返すようになりますが、大変国の財政が厳しいということで、この公

共投資も国と同じく一割削減をいたしまして、平成十四年度での地方財政対策として十五兆七千五百億円を計上したところでござります。

この金額でありますが、いわゆる前年比と一〇%減という状況になつておりますが、これも委員も御存じだと思いますが、最近、地方団体の決算額がこの地方財政計画額を大幅に下回っていると、こういう実態にもあることから、やはり地域の実情に即して生活関連基盤の整備とか地域経済の振興等、必要な事業量をしっかりと確保していくべきだということをやり過ぎたのではなく、そこまで交付税がやるのはいかがなものかと、この

と存じます。

また、若干気になりますのは、今もお話しがありました投資的経費の中の地方単独事業ですね、この政策課題であります循環型社会の形成、少子高齢化対策、地域資源の活用促進、都市再生、科学技術の振興、情報通信基盤の整備を推進するためのいわゆる平成十四年度からできました地域活性化事業、これ五千六百億円の金額を想定しておられます。この趣旨につきましては、各種会議等の場で地方団体に對して丁寧に周知を徹底させていただいていると理解しているところであります。これからは、様々な機会を通じてこの地方単独事業に対する的確な取組、先ほど申し上げました地域活性化事業、こういった施策についても理解を深めてまいりたいと考えております。

○岩城光英君 いろいろと説明がありましたこの危機的な地方財政に對してですけれども、やっぱり小手先の数字合わせだけではもう対応ができないなっていいのではないかと、そういう危惧を感じております。抜本的な改革というのをもう避けて通れない、こんなふうに思つております。ところで大臣は、税源移譲にも絡んだ抜本改革のイメージとしまして、しばしば次のような手順で進めるべきだということを述べられていらっしゃいます。

まず、国から地方への税源移譲で地方税の充実を図ること。そして国税が減少する分については、以前からその問題が指摘されてきた国庫補助金の削減で対応する。あわせて、国から地方への大きな財源移転を行っていく。交付税についても削減等の見直しを図る。とりわけ交付税については、起債の元利償還とか単独事業、これらを見過さなければいけないか、いろんなことをやり過ぎたのではなく、そこまで交付税がやるのはいかがなものかと、この

いつたことが取り上げられます、それだけの問題としてとらえても私が意味がないんだと思つております。税制改革とか地方財政の改革とか、あるいは地方制度の改革、これらがすべてセットになるべきものと思つております。市町村の側に立てば、法令などによる国の地方への関与が多過ぎるという認識がまずあります。この部分の整理がなければ、幾ら交付税を削減するといつても、現実に国が関与して地方でこういう仕事をしろとか、そんなふうに言う限り、国による財源保障はせざるを得ないと思います。また、地方団体の現場の立場からいえば、地方税、地方交付税という一般財源が国の関与による事務に食われてしまうと、そういうことになつてしまします。

そこでお伺いをいたします。交付税の在り方の議論には、地方公共団体が全国共通で行うべき事業を厳選して、それに応じて国の法令等に基づく関与も見直していくことが前提となるべきものと考えておりますけれども、大臣の地方交付税改革へ向けての御所見、併せて国庫補助金の見直についての御所見はいかがでしょうか。

○國務大臣(片山虎之助君) 岩城委員と私もほぼ同じ考え方を持つておりますが、地方交付税というのは何でこういう制度があるかといいますと、もう御承知のように、一つは地方団体間の財政力がありまして、その間をなだらかにすると、その間を調整するということが一つと。それから、今、委員言われましたように、国としてここまでやつてはほしいと、ナショナルミニマムと言つうんでしょうかね、ここまででは標準的には非お願ひしたいということについての財源保障をしてやる。こういう二つの機能がありまして現在のよな制度になつておりますが、国がここまでやつてほしいというそのレベルは、国が法令だと通達だとか、あるいは国庫補助負担金の支出に伴う条件、補助条件として決めているんですね。特に、義務教育、それから警察、消防あるいは福祉の中

で特に生活保護、児童福祉あるいは公共事業等が

そういうことになつているんですね。

したがいまして、このような経費についてははどうしても国が財源保障すると、こういうことで今までやつぱり税を、自前の税を増やしてやるとも国から与える依存財源ですから、これも減らしていくと、こういうのが筋だと思います。

そういうことは、例の昨年までありました地方分権推進委員会が、収入中立で、税を増やして、地方税を増やす分だけ国庫補助金を減らす、交付税を減らすと、こういう提言しているんですね。私は全部それがいいとは思ひませんけれども、方向としてはそういう方向がやむを得ないと、こう考えておるわけでございまして、そういう意味では、国がこの辺までやつてくれというレベルというものの国の関与の度合いをだんだん減らしていくと、地方に任せていくと、均衡ある発展じゃなくて個性ある発展だと。こういう意味では国の注文をだんだん縮小していく必要があると思います。

そういうことに応じて地方交付税をどう考えていくか。できれば地方税に振り替える方がいいわけですけれども、余り地方税とやつていますと、大きいところだけ増えて、大都市だけ、そうでないところが増えませんからね。その辺が大変兼ね合いで難しくうござりますけれども、せめて私は五対五にと、こういうふうに言つておるわけあります。

それから、補助金の方はできるだけこれは縮減していくと。今の国から出るお金は負担金と補助金と委託金とあるんですね。委託金は国の仕事を委託するんですから、これは丸々面倒見るというのが建前ですね。それから負担金は、国と地方に両方関係ある仕事で両方が負担を分け合うということがあります。面積が市の中では日本一なんですね。千二百三十一平方キロメートル、神奈川県の二分の二ですから、今言いました義務教育や福祉や公

共事業がそうですから、これもなかなか一遍に地 方というわけにはいかないんで、一番私は縮小しでもいいのは国の補助金だと思う、獎勵的補助金。国がこういうことをやつてももらいたいかないかなふうに思いながら市政を担当してまいりました。

だけ地方に裁量の余地を与えて、箇所付け等の方にやらせてということがいいんでなかろうかと。そういう総合補助金が来年度予算で約九千億円、年々増えておりまして、できるだけ補助金を税に振り替えていく、できないものは総合補助金化すると、こういう方向で今後とも努力してまいりたいと考えております。

○岩城光英君 改めてお伺いいたしまして、大臣のお話、心強く思つております。

地方分権を一層推進するためにも、国から地方への税源分配、これについて根本的に見直し、その後の行政サービス提供に必要な費用は住民自らが負担する割合を、これを高めることを目指すべきであると思いますし、また地方財政制度、地方制度の見直しと一体的に進めていくいただきたい、こう思つておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

そこで次の質問に移りますけれども、今申し上げました地方制度改革の一環として、現在、市町村の合併が進められております。何よりも、先ほど申し上げましたとおり、住民にとって身近で直接的な行政サービスを行う行政主体は市町村であります。その規模を適正規模にしないと行政効率も上がつてこないわけあります。

私の地元であります福島県のいわき市ですが、合併当時、それぞれの市、町、村の議員さんがいわき市議会議員になりました。三百三十三人で二年間議会を運営して、いろんな御苦勞もあったようでありますけれども、現在は、法定数は四十八ですが、四十二名の定員で議会も運営されています。そういういわきの行政を担当しました議員からも、私は基本的には市町村の合併は推進していくべきだと思つております。

ただ、どうしても合併になじまない島嶼や、それから隣接市町村から著しく距離の離れた山間地域などがあるのも事実であります。また、隣の県の市町村と合併した方が行政効率はいいけれども、これまで同じ都府県内であつた関係から効率的でない合併を選択せざるを得なくなつたり、あるいは同じ都府県内でも明らかに非効率的な合併がなされる場合もあるのではないかと、こんなふうに懸念をしております。

総務省では、合併しないといいますか、できない小さな規模の町村に対しても県にその行政サービスの一部を移管することなどを検討されているようですが、こうした地理的な条件のために合併の効果が生じない町村についてはどのように対応していくこととするのか、また客観的に非効率な合併が行われないような方策は取られているのかどうか、その辺についてお伺いしたいと存じます。

○國務大臣(片山虎之助君) 委員はいわき市長をおやりになつて、大変大型合併のいろんな苦労をされたことからいろいろなお話をござりますので、私たちもしっかりと受け止めさせていただきたく、こういうふうに思つておりますが、どうしても地理的な制約その他から合併がしにくくい町村というのはあるでしょうね。

○岩城光英君 私が市長に就任しましたのは、いわきが合併して二十数年たったときだったんですが、今思いますと、合併して三十年たって初めて十四市町村の合併前の行政の垣根がなくなつて一體化、市民として初めて一体化、一体感を感じるようになったのは三十年ぐらい掛かつたんじやないかなと。もつとも、広い面積、十四市町村の合併ですから余計そなんですけれども、思つております。

ですから、今、合併論議の中でも私も申し上げるんですが、当面のいろんな行政の効率化だけじゃなくて、将来、二十年後、三十年後、あるいは五十年後たつたときにどうあるべきかと、そういう将来的なビジョンも示しながら皆様方に御理解いただかなければいけないと、こんなふうにも考えております。

さて、そういつた合併について私も県内の首長さんたちにお話をすると機会が多いんですね。すると、大体話は分かつた、我々も努力はする。ただれども、我々努力するだけじゃなくて、じや、国は一体自分たちの行政を、国の行政をどうスリム化していくんだと、こういう話も逆に突き付けられる場合もあります。私は、その答えは、松岡先生が毎回取り上げていらっしゃいます道州制ではないかなと思っております。

市町村の合併が進めば、都道府県は、面積とかマンパワーのみならず、権限の面においても市町村に対して相対的に小さな存在となつていくことは事実であります。そういう意味で、今後市町村との間の役割分担をより明確化にして、そして現在よりも広域的な行政を担う主体と位置付けなければならないと思つております。

何よりも根本的な歴史認識をしまして、今、日本は大きな転換期を迎えております。明治以来の中央集権的な国家体制から脱皮を図りまして、地

く真の地方自治を確立して、質の高い行政サービスの提供と併せて国民負担増のない財政再建、これを目指さなければいけないとthoughtしております。現在は、国とか都道府県とか、それから市町村といふうに三つの層の行政主体がそれぞれ担う役割が重複しているために、その行政組織に掛かるコストあるいは国民の負担が過大になつてゐることも指摘されると思います。

そこで、国と地方の在り方、これを大胆に見直すと同時に、官と民の役割の分担、関係を再検討して、大幅な民への移行を行うことも課題であります。都道府県をより広域的な行政主体とするいわゆる道州制の導入も改革のかなめでないかなと思つております。

この道州制については、片山大臣も非常に分かりやすい説明をされていらっしゃいます。松岡先生の質問に対する答えであつたと思いますが、国そして市町村に対して都道府県は中間的な団体である、國から見ると市町村と同じで、市町村だけ見ると都道府県は國のような存在だと。一遍に国と市町村だけとなると市町村の方が分が悪いんで、この中間団体の存在をだんだん薄くしていくということですけれども、一遍に國と市町村だけとなると市町村の方の分が悪いんで、やはりより大きな中間団体を作るというのが、これがいわゆる道州制の構想ではないかと。そして、市町村の再編成が終われば次に都道府県の再編の話になるでしょうというふうに大臣もおっしゃられております。

実は昭和三十一年に、これは久世先生からいろいろ教えていただいているんですけれども、第四次地方制度調査会の答申で、地方の区域に関する試案、いわゆる道州制のブロック割、こういったものが提出されているわけでありますけれども、それから四十五年たつていてるわけであります。改めてお伺いさせていただきます。

は一番身近な市町村の再編成をやりたいと、こう考へておれば、その再編成が終われば都道府県制度を考えるということですが、それじゃちょっと時間が掛かり過ぎますから、市町村の再編をやりながらあるべき都道府県制度というものについての検討も始めていかなければならぬと、こういうふうに思つております。

昭和三十二年に地方制度調査会が道州制といふのを出したけれども、これはちょっとその後の道州制とはちょっと違うんですね。自治と官治を一緒に併せたような道州制ですね。今言われている道州制はもう広域的な都道府県ですよ、簡単に言うと、知事さんも議会も直接公選で、ブロック単位なような府県を、広域的な府県をイメージした道州制ですけれども、あの三十二年のやつはそういう自治体と国のブロック機関を統合したものと一緒にするんですね。だから、ちょっとと、あの当時としてはそういう議論だったんだろうと思ひますけれども、今はまあ少し変わつてきています。

それで、これからはやっぱり地方にできることができるだけ地方に、まあ小泉さんがいつも言つていますよね。私は、市町村ができるることはできるだけ市町村になんですよ。そのためには市町村ができるだけの規模、能力、それを持たなきやいかぬ。それが合併ですね。だから、できるだけ市町村ができることは全部市町村にやつてもらうこと。市町村ができるなことは都道府県がやると。それで、都道府県でできないこと、国でなきやどうしてもできないこと、外交とか防衛とかを通じた商政策だとか、あるいは刑法、と言うのはおかしいですが、ああいう関係だと刑罰の関係だとか、こういうことだけ国がやると。こういうのがあるべき国と地方の在り方、国と都道府県と市町村の在り方でなかろうかと、こういうふうに思つております。

それで、仮に千に市町村がなった場合に、四十七七も都道府県が要るか要らないかですね、四十七

Page 10 of 10

も。あるいは更に三百なり五百なりに市町村がなった場合に、四十七都道府県を維持するというの私は効率的でないと、こう考えておる。そこで、広域的な中間団体は当面は置いていくと、ずっと将来どうするかはまた別の議論ですけれどもね。

そういう意味で、まあ昔、廢県置藩というのが行われましたが、これからは廢県、あつ、廢藩置県ですね、明治時代は、これからは廢県置藩何か何いくことも一つの選択肢ではなかろうかと、こういうふうに思つておるわけであります。

○岩城光英君 大臣から前向きなお話を伺いしまして、私も心強く思つております。我々もこれから更に研究を進めていきたいと思つておりますので、よろしく御指導いただきたいと思つております。それでは、残された時間で医療制度の改革と地方財政について触れさせていただきます。

昨年秋に、政府・与党社会保障改革協議会において医療制度改革大綱が取りまとめられました。その後、医療保険の七割給付への統一やその実施時期にかかる議論、また医療保険の一元化に向けた議論等様々な議論が行われまして、最終的には、医療保険制度の改革の道筋となるべく、保険者の統合及び再編を含む医療保険制度の在り方、新しい高齢者医療制度の創設、さらには診療報酬体系の見直しなど将来的な方向性がまとめられ、それらの内容を踏まえました健康保険法等の一部を改正する法律案が国会に提出されております。そこで、まずお伺いしますが、今回の医療制度改革を総務省としてはどのように評価されているのでしょうか。

○副大臣(若松謙維君) もう我が国は世界一の急速な高齢化を迎えておりまして、一方、経済の低迷、医療技術の進歩、国民の意識の変化、こういったことを考慮しますと、医療制度を取り巻く環境は大きく変化していると認識しております。将来にわたりまして医療制度を持続可能な制度へと再構築するためにその構造的な改革が求め

られていると理解しております。

総務省といたしましては、今回の改革に当たりまして、特に高齢者や低所得者層の増加、小規模な市町村がかねてから主張してきました「元化を含む医療保険制度の在り方につきまして具体的な検討を開始し、平成十四年度中に基本方針を策定することとされたところでございます。二点目といたしまして、国保の財政基盤強化策として、高額医療費共同事業の拡充・法定化、さらには新たな保険者支援制度の創設、広域化等支援基金の創設などが盛り込まれることとなりました。

このように今回の改正におきましては、医療保険制度の在り方を抜本的に見直す方向が示されたということになりました。また、この本になつてある問題としましては、医療費が多額になつていていることが根底にあるのです。若いころから健康づくりをしている人は年取つても健康で、余り病院に掛からず元気には過ごすことができると、こういうお話もありますが、これは個人の努力や行政又は保険者としての様々な事業の実施による効果と思われます。

○岩城光英君 ただいま財政基盤の強化策等について何点かお話をございましたが、その内容によりましては平成十七年度までの暫定措置と、こうなつているものもあるようであります。財政基盤を強化するのであれば、さきに述べた赤字額が解消されるまでの間続けていただきたいなど、こういう声もあるわけでござりますけれども、この暫定措置とした理由はどういうことでしょうか。

○政府参考人(林省吾君) 今回の医療制度改革の中におきましては国民健康保険の財政基盤の強化策が幾つかの点で講ぜられることになつたわけであります。そのうちの高額医療費の共同事業の拡充・法定化あるいは新たな保険者の支援制度の創設等につきましては、今回の制度改正後の市町村国保の財政状況が今回の改正によりましてどのようになるのか、また保険者の広域化がどのように

に今後進展するのか、さらには医療保険制度の充実、あるいは体制の整備等の施策を総合的、計画的に推進することを支援していくかなければならぬと考えております。そこで、十四年度の地方財政計画におきましても、これらに要する経費といふことでございます。

市町村がかねてから主張してきました「元化を含む医療保険制度の現状を重視しながら、将来に保険者の増加など構造的な問題を抱えておりまして、厳しい運営を余儀なくされている現在のこの課題の解決に資するものとなるよう努めしてきたところでございます。

その結果、二点ございまして、一点目として、市町村がかねてから主張してきました「元化を含む医療保険制度の在り方につきまして具体的な検討を開始し、平成十四年度中に基本方針を策定することとされたところでございます。二点目といたしまして、国保の財政基盤強化策として、高額医療費共同事業の拡充・法定化、さらには新たな保険者支援制度の創設、広域化等支援基金の創設などが盛り込まれることとなりました。

このように今回の改正におきましては、医療保険制度の在り方を抜本的に見直す方向が示された

こととされていますので、そのように期待したいと存じます。

○岩城光英君 この財政基盤の強化については、今のお話のとおり、今後の動向を見て見直されたいこととさせていただいたわけであります。ろしく御理解をお願い申し上げたいと思います。

○岩城光英君 この財政基盤の強化については、今のお話のとおり、今後の動向を見て見直されたいこととさせていただいたわけであります。

○岩城光英君 最後に大臣にお伺いいたします。先ほども大臣のお話にありました市町村の合併に、これ合併を円滑に進める上でも電子行政とか電子自治体、これの果たす役割というのは大きくなつてくるし、意義のあるものだと思っております。政府は総理を本部長とするIT戦略本部で二〇〇三年度までに電子政府の実現を図るなど意欲的な方針を打ち出していらっしゃるわけでありますけれども、ですが、これはなかなか具体的に見えるものでないだけに、住民、国民の皆様方に理解しておられます。

○政府参考人(林省吾君) 御指摘のように、今後、地方公共団体におきましても、国民、住民の健康づくりに対するいろいろな取組が幅広く行われることになるのではないかと私どもも考えております。

○政府参考人(林省吾君) 御指摘のように、今後、地方公共団体におきましても、国民、住民の健康づくりに対するいろいろな取組が幅広く行われることになるのではないかと私どもも考えております。

○岩城光英君 ただいま財政基盤の強化策等について何点かお話をございましたが、その内容によつては、年取つても健康で、余り病院に掛からず元気には過ごすことができる、こういうお話もありますが、これは個人の努力や行政又は保険者としての様々な事業の実施による効果と思われます。

そこで、中には地方公共団体が独自にこのようないいことになりますので、当面の国保財政の安定化を図るための所要の措置が講じられることとなつたと理解しておりますので、意義のある内容と理解しております。

○岩城光英君 ただいま財政基盤の強化策等について何点かお話をございましたが、その内容によつては、年取つても健康で、余り病院に掛からず元気には過ごすことができる、こういうお話もありますが、これは個人の努力や行政又は保険者としての様々な事業の実施による効果と思われます。

そこで、中には地方公共団体が独自にこのよい

な健康づくり事業を実施しているところもあると聞いています。そこで、中には地方公共団体が独自にこのよい健康づくり事業に対する地方財政措置はどのようになつているのでしょうか。

○政府参考人(林省吾君) 御指摘のように、今後、地方公共団体におきましても、国民、住民の健康づくりに対するいろいろな取組が幅広く行われることになるのではないかと私どもも考えております。

○政府参考人(林省吾君) 御指摘のように、今後、地方公共団体におきましても、国民、住民の健康づくりに対するいろいろな取組が幅広く行われることになるのではないかと私どもも考えております。

○岩城光英君 ただいま財政基盤の強化策等について何点かお話をございましたが、その内容によつては、年取つても健康で、余り病院に掛からず元気には過ごすことができる、こういうお話もありますが、これは個人の努力や行政又は保険者としての様々な事業の実施による効果と思われます。

そこで、中には地方公共団体が独自にこのよい

請、届出ですよ。地方の方もできるだけやつてもらおうと。これも九十何%、私できると思つておりますけれどもね。これでやると、今は一々役所にますけれどもね。これでやると、今は一々役所に回つてみたいなことが、全部一遍に職場か家からでインターネットを使ってパソコンであれすればいいわけですから、そういう意味では、私は相当便利になるんではなかろうかと。

しかし、これだけじゃ駄目なんですね。その次は電子入札、電子調達、電子納税、電子投票と。電子投票の方は、御承知のように、先生方のおかげで地方選挙に電子投票が導入できる法案が通りまして、この六月に新見市というところで、岡山县の、やるようですが、全国第一号ですけれども、そういうところで持つていてこうと。こういうことでございまして、それが我々は電子政府、電子自治体と、こういうふうに考えておりまして、横須賀市の場合で見るとコストが相当地で、入札や何かもこれでやれば、今盛んに言われている談合、口利きというのが事実上なくなるんですよ。できない。現に横須賀市がやっておりまして、横須賀市の場合で見るとコストが相当地がつたというのが市長さんの御説明ですからね。こういうことをもう少しPRしながらやつていこうと、こういうふうに思つておりまして、この通常国会にこの電子政府、電子自治体関係で四本法律出しますので、どうかひとつよろしく御審議を賜りますようにお願い申し上げます。

○浅尾慶一郎君 民主党・新緑風会の浅尾慶一郎です。  
今日は、まずこの地方税法の改正あるいは交付税法等の改正案について、総論的なところからお話を伺つていただきたいというふうに思いますが、最近、与党の事前審査について様々な報道もなされおります。

そこで、今回提案されております地方交付税法の改正案について、あるいは地方税法の改正案について、どのような事前審査を経たかということと、その事前審査制について様々報道もなされています。

○大臣政務官(山内俊夫君) 浅尾委員からの事前審査の件についての質問だと理解しておりますが、今回、その両法案については、総務省から与党の各部会等に対して法案の概要説明はいたしております。若干の質疑があつたということも聞いております。私もその席にも参加したことがございました。自民党政調、審議会そして総務会、公明党政調全体会議については私は出ておりませんが、各部会長から法案の概要を説明し、審議がされたと聞いております。

ただ、税制調査会については、法案に関する事前審査は行われてはいませんでした。

○浅尾慶一郎君 最後の税制調査会、地方税法改正案について法案の事前審査はなかつたということがあります。ただ、税制調査会の中では議論はされたんでしようか。

○大臣政務官(山内俊夫君) それは私の方ではちょっと今答えが出せないかと思いますが、私が聞いておりませんので、また聞いてお知らせをしたいと思います。

ただ、こういった議論は、与党各党においては会議の議事録というものは実はやらないということと、これは申合せがありまして、手元にそういう具体的な証拠となるようなものはない。ただ、メモ的なものは多少あらうかと思ひます。これは備忘録的なことで残してはおると思いますけれども、具体的な報告は少しできるかどうか分かりません。

○浅尾慶一郎君 それでは大臣にお伺いいたしますが、小泉総理は事前審査制の廃止について積極的と報じられておりますが、大臣のお考えはいかがでございましょうか。

○国務大臣(片山虎之助君) 今は議院内閣制ですから、制度の建前としては内閣と与党は一体だとか、こういうことでございますからね。

そこで、今回提案されております地方交付税法の改正案について、あるいは地方税法の改正案について、どのような事前審査を経たかということと、その事前審査制について様々な報道もなされています。

○國務大臣(片山虎之助君) 私はもう前からこの委員会でも何度も言わせていただけておりますよ。うに、収入の方は六対四で、国が六取つて地方が四で、仕事の方は国が三六か七で地方が六三か四で、このことは、この収入と支出の乖離、受益と負担の乖離というものはできるだけ直してもらいたいと。せめて五対五にということは、やっぱり地方税源をもう少し膨らませてもらうと、國税の方は能力に応じて負担してもらつと、ういうことが必要だと思います。

その場合、我々が言つておりますのは、やっぱり地方税は受益で、受益に応じて負担してもらうだけ地域の偏在が少ない税金でなきやいかぬ。そういうことをいいますと消費税制と所得税制によるんですね。だから、そういう意味ではおられます構造改革との関連で質問をさせていたただいたと思いますが、今回の改正によって具体的にどういう形で構造改革が進むと考えておられるのか、その点を伺つていただきたいと思います。

○國務大臣(片山虎之助君) 今回はやつぱり財政の改正、地方税の改正について小泉内閣が掲げておられます構造改革との関連で質問をさせていたただいたと思いますが、今回の改正によって具体的にどういう状況ですか、大きな減税も増税も余りなかつたんですね、今回の税制改革は、国税も地方税も。それで、地方税の場合には公正性だとか透明性を考えた、割に技術的な改正が多うござりますから、今回の地方税法の改正をもつて直ちに構造改革と、こうしたことにはなかなかならないと思いますけれども、基本的な思想は、地方にできることはできるだけ地方に、そのための地方税は充実すると、こういう思想はこの根底にあると思います。

○浅尾慶一郎君 それじゃ、今後のことについて伺つていただきたいと思いますが、今後、税制についていろいろと改革ということが言われていますが、その中で地方税の改革、改正、あるいは交付税制度の改革について大臣が描かれる、何というふうに思つておりますし、その上に実態に即さなきやいかな。

そういうことで、経済財政諮問会議の骨太方針で今までの段階補正や事業費補正については見直したらどうかと、こういう御提案をもらいましたので、一部実態に合わせるように直させていただいた次第でござります。

○浅尾慶一郎君 是非、今、大臣が御答弁いたしましたセメーテーにすることに対する方向で早急に改革をしていただきたいと。そのときにも交付税が残るという部分は私も理解いたしますが、少なくとも地方の比率が高まるように、引き続き努力をしていただければと、このように思

ます。

そこで、今回の交付税のことについて伺つていただきたいと思いますが、今回の交付税法改正では、せつからく昨年度なくなりましたいわゆる交付税特会による隠れ借金というものがまた再び復活されたというふうに思うわけでありまして、昨年これをなくすんだと、これが一つの改革なんだというふうなことで国会の御答弁もいたいたというふうに記憶いたしておりますが、その国会の答弁と、実際今回隠れ借金を、三十兆円の枠ということもあつて、復活せざるを得なかつたということの関連性についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(片山虎之助君) これも既にあるは部分にお答えしたかもしませんが、平成十三年度の地方財政対策を決める際に、当時の宮澤大臣と、私は自治大臣も兼務いたしておりましたが、その間の予算折衝で、十三年度、十四年度で交付税特会借入れは解消しようと、取りあえず半分を十三年度でやつて、全部は十四年度でやろうと、こういうことで合意しました覚書に署名いたしたわけあります。

そこで、十四年度の地方財政対策でそれをやろうと思いましたら、まあ大変景気が我々が思つたより悪くなりまして、ぎりぎりの財源不足額は六兆ぐらいではないかと、五、六兆ではなかろうかと思いましたら、八兆を大きく上回つたんですね。そうしますと、それを全部、国でいえば一般会計で調達して加算する。地方でいえば赤字地方債を出すということになりますと、三倍になるんです、十三年度の、十四年度が。

これは國の方も大変ですよね、三十兆円の枠がありますから、それは関係ないとは言いません、私は。それは、そこがあるからこれは國の方でも大変です。地方だつて赤字地方債を、そんなもう好きで出すわけじゃないんですね、やむなく出るわけですから。これも三倍というのは大変ですか、小さな団体にとつては。

だから、小さな団体にとつては、本来やめる予定の半分にしようとした。だから、

十三年度、四分の一解消したんです。十四年度で四分の三解消して、四分の一だけは特別会計借入れ残そと、それを十五年度には解消しようと、こういたしたわけでありまして、おまえら見通し悪いじやないかといえ、確かに景気が良くなれば、相当地方財政計画で支出の方をカットしても八兆何千億というぎりぎりの財源不足が出ると思わなかつたという点がございまして、その点是非、浅尾委員の御理解を賜れば大変有り難いと、こういうふうに思つております。

○浅尾慶一郎君 借金をどこでされても結果としては国の借金であるということですから、三十兆円ということを、今、大臣の御答弁にもありますけれども、とらわれなければ國の部分については、そこは今までの、去年やられたような形でできましたではないかなと。地方についても、確かに財政力の弱い自治体はどうするんだという議論はあるかもしれません、本当はそれは、地方で負担できるものは地方で負担した方がはつきりするんではないかななどというふうに思ひます。

そこで、今の御答弁で、平成十五年度からは恐らく、できる限り特会借入れを解消されるというような御決意というふうに伺つたんですが、そうであるとするならば、本当は地方財政計画にそのことを書き込みなり、何らかの具体的な、目に見える形の行動というか対策を取られるのが良かつたんではないかなと、こういうふうに思ひます。が、なぜ目に見える形で書き込まれなかつたのかということについてお答えいただけないでしょうか。

○国務大臣(片山虎之助君) それは、地方財政計画上それを書いて書けないことは、備考か何かに、それは浅尾委員、ないと思ひますけれども、しかし、恐らく国会で与野党の先生方が質問され、それははつきり答えるわけですね。それから、地方財政計画発表のときにも私はそういうことを皆さんに発表したと思います。

だから、政府の意思としては四分の一、残つた四分の一については十五年度に解消したいと、十

五年度からは交付税特会の借入れなしで行きたいたいと思います。

○国務大臣(片山虎之助君) そうですね、一番あれなのは景気を回復して、経済を活性化して、国税も地方税も税収を上げていくと、こういうことです。それから、地方だけの立場から言うと、國から税源移譲を実態に合つたようにしてもらおうと、こういうことですれば、しかし国だけでももうこういう状況ですから、そこで國も地方も歳出の合理化、効率化はやらなければなりません。

○国務大臣(片山虎之助君) 今言つたとおりでございまして、十五年度から解消いたしたいと考えております。

○浅尾慶一郎君 そうすると、今までの交付税特会での借金を、じゃ、どうやつて返していくかと、いう形で議論を移していくかなければいけないと思ひます。が、借金の返し方は当然、交付税、五税ですが、借金が回復して飛躍的に伸びるか、あるか、が景気が回復して飛躍的に伸びるか、あるいは今交付税として法定で割り当てる部分を増やすか、そうでなければ地方財政計画を圧縮するか、多分その三つしかないと思ひますが、まず、その三つしかないという理解でよろしいかどうか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(片山虎之助君) 基本的にはそのとおりであります。

○浅尾慶一郎君 そこで、じゃ、景気が飛躍的に回復することがもちろん望ましいわけでありますけれども、今ある交付税特会の借金を返すほど早く回復するかというの、なかなか見込めないだろうな。二、三%の成長では今ある部分を早急に返せるということには私はなかなかならないと思いますので、そうだとすると、法定の部分を増やすか地方財政計画を減らすかと、いうのも、これはなかなか國とつまり財務省との関係で、そう簡単にはいかないだろう。つまり、國の方も相当多くの國債が残高としてあるわけでありまして、そこの部分の返済財源がそうすれば減つてしまふと思ひます。が、法定分を増やすというのも、これは

えを伺いたいと思います。

○国務大臣(片山虎之助君) そうですね、一番あれば、単独事業は委員御承知のように一割カットいたしました。できるだけインフラ整備で箱物や、そういう不要不急とは言ひませんけれども、今直ちにすぐ必要であるとは言えないものについては当初抑制していくことと、地域総合整備事業債も廃止いたしまして、新しい地域活性化事業債というのを起こしたわけでありまして、そういう努力は今後とも続けていきたいと、こう思つております。

○浅尾慶一郎君 是非、単独事業あるいは補助事業についても見直しをして、地方財政計画の不必要な部分については圧縮をしていただければと思いますが、もう一つお伺いしていきたいと思ひますけれども、四十七都道府県ありまして、地域によつては、例えば県庁がその地域の、企業というわけではないんでしようけれども、一番、何というか、その地域の中で平均給与が高いというよう



もう一つは、地方特例交付金というのを作つたんです、そういう制度を、交付税とは別に。東京都なんというのは大変大きなかつてはそれが行つてゐるんですよ、たゞこ税の移譲と地方特例交付金が。そこで不交付団体、交付団体で減税についての補てんが不公平にならないような措置をいたしておりますので、その点はひとつ御理解賜りたいと思います。

○浅尾慶一郎君 是非、交付税制度の見直しの中で更にいろいろと考えていただければというふうに思うわけであります。

次に、地方財政のことについて伺おうと思つて

おりましたけれども、官房副長官お越しでございましたして、先に、官房副長官のお時間があるというところで、そちらの方の有事法制絡みの点について、質問を少し飛ばして入らさせていただきたいというふうに思います。現在、政府において有事法制のことについていろいろと検討をされられておられるというふうなことが報道をされております。

この有事法制に関して、国と地方との間で、地方の自治体との間で様々な責務をこれから区分をしていく必要性が出てくるということだと思いますが、まずその調整の状況、国と地方の役割の調整の状況について、どのような状況になつていて、さう伺いたいと思います。

武力攻撃があつた場合の、の事態に至つた場合の排除等の場面については、これは国が主体的役割を担つていくことが原則でありますけれども、一方で、地方公共団体もその自分のところの市民の、住民の生命でありますとか、それ

ら身体、それから財産、こういうものを保護する重要な役割がございますので、その地方公共団体についても一定の役割があるということで今検討を行つておる最中でござりますけれども、まだしつかりとどこからどこまでというところはございませんけれども、地方公共団体の役割も検討し

要性が高まるというか、元々あるわけですからどう認識されるということなんではないかなというふうに思います。あるいは、先般の九月十一日のテロ以降、米軍基地の周りでは大変な渋滞が起こるといったようなことも現実問題としてあつたわけであります。

だから固定資産税の負担額が自らの財形をもあるいはけれども、それだけじゃないんですよ。基地というものは特殊なあれなんだから。あなたの方は基地を抱えているから財政需要があるでしょう。それを見てるんだから、両方並べて議論してもらうちゃ困りますと、こういうことを私は申し上げておるんで、是非御理解賜りたい。

○浅尾慶一郎君　地方自治体が、その結果として、検討の結果、何らかの事務を負担される場合、財政面での措置というのは当然なさるると思ひますが、こうした理解でよろしいでしようか。  
○内閣官房副長官(上野公成君)　今申し上げまし

いさせていただきましたけれども、基地を抱える自治体に対して交付される、先ほど申し上げました基地交付金、調整交付金というのは、固定資産税に見合う程度の額が交付されているということであるんですが、そもそもその金体の額を資産台

○浅尾慶一郎君 今、大変重要な御答弁をいただきまして、つまり、基地というものを固定資産税と、基地があるからそういう財政需要があるんであって、それを固定資産税で比較するというものではないと。つまり、基地があることに対する対

たとおり、基本的にはこれは国の役割だと思つておられますけれども、地方公共団体にも一定の役割を担つていただくということで検討しているところでございます。そういった意味で、基本的には国が負担をするべきではないかと思つておりますけれども。また、その中に地方公共団体が本来役割を担つてている部分もありますので、その辺を総合的に勘案、検討しているところでございます。

帳で割ると、たしか〇・五四ぐらいだったと思いますが、になると思いますが、基地というものを住宅地や商業地並みの減額された価値で計算するのがいいのかどうかと思うわけであります。つまり、宅地や商業地は固定資産税の一・四に対して減額があつて、それでいるというのは、その宅地を持つて、小規模の宅地を持つておられる方をある程度保護するという法の趣旨があつて減額としていること、うふうに理解さしますが、基地

価として払うべきだというふうに御答弁いただいた  
たというふうに理解をいたしております。  
それは、私も恐らくそういうことで正しいんで  
はないかなというふうに思いますが、財政当局と  
議論をするときには何らかの尺度が必要なんで  
恐らく固定資産税ということを今まで使ってきた  
ということなんだろうなというふうに思います  
が。

○浅尾慶一郎君 そうすると、私の理解では、例えば周辺事態法においても地方公共団体が様々な責務を、役割を分担するということがあつた場合に、これは仮に財政的な措置が必要になつた場合に、これは予備費で対応するということがたしかに決まっておると思いますが、周辺事態法においても、これは有事です。今度の有事法制においても、これは有事です。予備費で対応するという理解でよろしいですか、地方分についても。

○内閣官房副長官(上野公成君) 今おっしゃるとおり、これは急にやつてくるのですから、そういうことにならうかと思つておりますが。

○浅尾慶一郎君 そうしたら、この有事法制絡み

審議されていいるところによると、外務省の交付金や調整交付金との比較をして、何ゆえその減額をしたもので比較をしなければいけないのかということについて、まず、これは多分外務省になると思いますが、お伺いしたいと思います。外務省でも結構です、どちらでも。

○國務大臣(片山虎之助君) 基地交付金や調整交付金は固定資産税と比較するもんじゃないです。そういうところは固定資産税が入らないと、そういう状況に着目して、基地を持つことによる財政需要について、固定資産税がないんだから、何らかほかの財政的な対応等してやろうと、こういう性格なんですね。

だから、評価がどうだとか、宅地と商業地がどうだとか、これがまた、関係者によっては良くなったり悪くなったりするのであるが、

ただいまして、これは塩川財務大臣の方から、確かに基地があることによる迷惑料的な側面もあるんではないかといったような御答弁もいただきましたが、是非今の総務大臣の御答弁も踏まえて、そうだとすると、固定資産税と比較ということではなくて、もう少し何というんですか、その日度が要るからいいかは別として、迷惑料的などとも含めて、増額に向けての御決意ということについて御答弁いただければと思います。あるいは財務省の方から伺ってもいいですけれども。

○國務大臣(片山虎之助君) それじゃ、後で財政省當局に答えてもらいますけれども、我々は、固定資産税が課税されていない、代替的な性格をもつてゐることを忍んでゐるんですよ。ただ、基本

については以上でございますが、関連して、防衛庁の方に少しお伺ひたいというふうに思います。有事法制との関連で、基地を抱える自治体にして、基地交付金とか調整交付金というのも手

うたどいう比較は良くないんですね。陽信君は、  
来基地でなければということを言いますよ、そ  
は、市町村長さんは、私なんかのところにもそ  
うことをいろいろ言つてくる。だから、そち  
は、皆さん方がお考えのように固定資産税がな  
い

的には基地の財政需要に対する財政補給金だと、  
こういうふうに考えておりますからね。そういう  
ことの中で財務省といろいろ、財務省と協議をして  
いきたいと考えております。

○大臣政務官(吉田幸弘君) 同様でございまして、交付金の性格や、また基地の所在する市町村のいろんな事情等を考慮しながら、総務省とも協議の上、今後とも所要額を確保してまいる所存でございます。

○浅尾慶一郎君 所要額というと幅が広いと思う

んですが、先般の予算委員会の中で対比の数字として申し上げさせていただいたのは、電源対策費

がたしか千五百億円ぐらいあつたと思います。電力の発電所と基地とどちが国にとって大事かと

いうのは、両方大事なのは当たり前の話でありま

して、住民に対してどちらが負担があるかという

と、これはまあ両方とも負担はあるんでしよう

けれども、少なくとも音を出すとか渋滞になるとい

うのは多分基地の方であつて、電力の方はまた

うのは少し少ないので、是非その点も含めて前向きに御検討をいただきたい

と思います。

そこで、話を元に戻しまして、地方財政の方の話、質問に入らせていただきたいと思います。戻らさせていただきたいと思いますが、まず、先ほどの恒久減税の続きでペイオフの絡みについて御質問をさせていただきたいと思ひますけれども、仮にペイオフに遭いまして地方自治体の預金が損失した場合には、これは自治体の収入役なりが予見できたという場合には責任をやはり問われるというふうに総務省としてはお考へでしようか。その当該金融機関の破綻がある程度予見できるという場合には、その自治体の責任者、当然収入役なり財政当局ということになるんだと思いますが、責任を問われるという理解でよろしいでしょうか。

○副大臣若松謙維君 そういう御質問ですけれども、ですから、そななないためにも総務省は昨年以来、何度も何度も地方自治体に対して様々ペイオフの際の損害を受けないような対策をアドバイスさせていただいたいたいのは、電源対策費がたしか千五百億円ぐらいあつたと思います。電力の発電所と基地とどちが国にとって大事かと

ドバイスしているところでありまして、その努力に対する御理解をいただきたいと思います。

○浅尾慶一郎君 仮にそうなつた場合には、住民としてはどういった措置を取れるんでしょうか。

○副大臣(若松謙維君) やはりその行政の責任者等が適切な業務を行つてないということで、そ

の市町村等の機関に対する損害を与えた、それは当然住民訴訟の対象になると理解しております。

○副大臣(若松謙維君) ジャ、具体的に総務省として取つておられる対策について伺つてまいりたいと

思いますが、地方自治体に対して一番安心なのは預金に対する担保を取りなさいということなんだと

思いますが、その担保を取りれと指導をされておるというふうに伺つておりますが、具体的にはど

ういう担保を考えておられますか。

○副大臣(若松謙維君) 今の担保の話であります

が、地方自治法施行令第百六十八条の「第三項に

おきましては、「指定金融機関は、普通地方公共

団体の長の定めるところにより担保を提供しなけ

ればならない。」とされております。この規定

は、公金の取り扱いを総括する指定金融機関に対し

まして、当該機関が破綻した場合も含め、将来発

生する債務の履行を確保するための措置の一環と

して設けられたものであります。また担保の種

類、価格等は各地方公共団体とその指定金融機関

との間で定める、そのような内容になつております。

○副大臣(若松謙維君) ごめんなさい。後段の方は、質

問の後段の方は、一方で、実際の地方債の引受け先

として政府のいわゆる資金運用部が引き受けてい

るものも半分以上あるわけであります。本来、

それは過去の割と高金利のときに資金運用部が引

き受けたものがあつて、それを現在の低金利のも

とに借り換えることができれば、その借り換えて

もらつたもの、借り換えてもらつたものを銀行あ

るいは信用金庫が引き受けることによつてそれを

担保に入れてもらうなりすることができるんでは

ないかなというふうに思いますが、それがなかなか

るということで、再度各自治体に対しての徹底を図つているところでございます。

○浅尾慶一郎君 具体的には、自治体から、自治体、金融機関から自治体への証書貸付との相殺

とか、自治体が発行する債券を担保に入れると

思いますが、一方で、地方財政白書によります

と、地方債の引受先としては政府債が半分以上あ

るわけでありまして、当然、政府債、政府が引き受けているものでは相殺の対象あるいは担保にはなりませんので、これを本当はより金利の安い銀

行債に借り換えることができれば一番いいわけでしょうねけれども、それができないとい

うような現実があるようあります。

それがなぜできないのかということについてお伺いをいたしたいと思います。

○副大臣(若松謙維君) 地方団体が証券発行した地方債を金融機関が担保として地方団体に提供す

る、そういうペイオフ対応は可能じゃないかとい

う御指摘ではないかと思ひますが、民間資金によつて調達する地方債につきましては、証券化の一層の推進や償還年限の多様化等により流通性の拡大に今まで努めてきたところでございます。

この証券発行の地方債を金融機関からの担保と

して活用することもペイオフ対策の一つと考えておりますが、恐らく委員のアドバイスも含めた問題意識というのはそのとおりではないかと思つております。

○浅尾慶一郎君 ごめんなさい。後段の方は、質

問の後段の方は、一方で、実際の地方債の引受け先

として政府のいわゆる資金運用部が引き受けてい

るものも半分以上あるわけであります。本来、

それは過去の割と高金利のときに資金運用部が引

き受けたものがあつて、それを現在の低金利のも

とに借り換えることができれば、その借り換えて

もらつたもの、借り換えてもらつたものを銀行あ

るいは信用金庫が引き受けることによつてそれを

担保に入れてもらうなりすることができるんでは

ないかなというふうに思いますが、それがなかなか

かできない理由について、それはなぜかという質問であります。

○副大臣(若松謙維君) いわゆる支払利息の軽減策をお話しされると思つんすけれども、それは、いわゆることは財務省に対しても将来の支払利息の軽減等も方策として講じられておりまして、そ

ういう申請によつてできるものであります。ういつた制度の利用等は徹底を図つていただきたいと

考えております。

○浅尾慶一郎君 いや、過去に資金運用部が引き受けたものについて、たしか平成十二年以降のものについては借換えが可能ですが、その前のものはできないというふうに伺つております。

過去のものの、今政府が持つてゐるものもむしろ民間に放出することによつてペイオフ対策にもな

るんではないかということあります。

別の言い方をしますと、ペイオフというのは最近、元々もつと早くに実現しなければいけなかつたことかもしれません、自治体とペイオフとの問題というのは最近出てきた話であります。

うだとすると様々な対策を講じる必要性があると

いうふうに思います。ところが、地方債の残高のうちの半分ぐらは現在でもその政府引受けある

いは資金運用部引受けということになつております。

して、これをむしろ民間の金融機関なりに引受け先

を変えることができればいいんじょううけれども、それが変えることがなかなかできないとい

うことを伺つております。

うふうに思います。ところが、地方債の残高の

うちの半分ぐらは現在でもその政府引受けある

いは資金運用部引受けということになつております。

して、これをむしろ民間の金融機関なりに引受け先

を変えることができればいいんじょううけれども、それが変えることがなかなかできないとい

うことを伺つております。

うふうに思います。ところが、地方債の残高の

うちの半分ぐらは現在でもその政府引受けある

いは資金運用部引受けということになつております。

して、これをむしろ民間の金融機関なりに引受け先

を変えることができればいいんじょううけれども、それが変えることがなかなかできないとい

うことを伺つております。

○大臣政務官(吉田幸弘君) ただいまの浅尾委員の御質問ですが、この繰上償還を認めてはどうか

というふうな解釈を私自身させていただいている

わけですが、この繰上償還につきましては、調達

資金と、調達金利と貸付金利が同一として利ざや

を取りらずに、長期固定の貸付けを行ひながらこの

保護のための対応策としてその活用が指摘されておりまして、総務省としては必要に応じてその活用を図るように地方公共団体に対して助言してお

りまして、いよいよ来月からペイオフが施行され

ないと。できない、そのような仕組みになつているということを御理解をいただきたいというふうに思います。

○浅尾慶一郎君 いや、それはおこしゃるの立場に立てば、せっかく高い金利での債券を期限より前に償還されちゃつたら入つてくる利子が足りなくなつて困つてしまふからと、平易な言葉で言えばそういうことなんだと思いますが、だからできませんということをおつしやつているんだと思ひますけれども、一方で、自治体は大変ペイオフの対策で困つていると。困つてゐるけれども、現に担保としてもらえるもの、担保としてもらつて相殺ができるということをおつしやつているんだけれども、一方で、自治体は大変ペイオフというのは最近出てきた評議会が一番適しているわけなんですが、そのための材料というか玉が半分以上国が持つてゐるということに少しその原因があるんではないかなと思つていてまして、ペイオフというのは、なんで、その点について、少なくとも、じや板に繰上償還を認めた場合に、どれぐらいの財政的なコストが掛かつてしまつてだからできないんだといふような数字を、今は多分お持ちでないでしょうから是非調べていただきて、その費用対効果を認めない方がいいんだということであれば、そうせざるを得ないわけですから、そのまま数字を出していただきたいと思いますが、政務官、かがでござりますか。

○大臣政務官(吉田幸弘君) 浅尾委員の御指摘ございますが、先ほど御理解をいただきたいと申し上げたわけでありますから、例外的償還を認めた過去の事例というのはないわけでありません。要は存在をしたというわけでござりますが、現時点では、その仕組み上、認めるわにはまらないということでございます。

先ほど、数字を出して具体的に示せというような御指摘であつたわけであります、その点につきましては検討させていただきたいと思います。

○浅尾慶一郎君 総務大臣にもお伺いをさせてただきたいたいと思いますが、これは論点としては

債権ですかから正確な表現ではないんですが借り手と貸し手がいますと。貸し手にとつてみれば高い金利が入つてくる方が当然いいわけでありますと、借り手は低い方がいいという論点が一つと、それからもう一つは、借り手であります地方自治体は一方で金融機関にも預金をしているんですけども、その預金と相殺あるいは預金の際の担保としてもうのに一番適しているのは自分の債務としてもらうのに振り替えられれば少しの問題解決につながるんじゃないかなと。当然だそのコストを持っているという二つがあつて、であれば、国が持っている地方債について、それを一部金融機関が持つよう振り替えられれば少しその問題解決につながるんじゃないかなと。さればそれは国民も納得できると思いますが、総務大臣について、その点については是非財務省と数字をベースに交渉をしていただきたいと思いますが、その点についての考え方をお伺いしたいと思います。

たしました銀行などに對します外形標準課税の判決が出まして、一応現段階でのニュース速報では銀行側の勝訴という形になつておりますが、この点の経緯については午後一番でお伺いをさせていただきたい、というふうに思います。

そこで、外形標準のものについて、今総務省が検討しておられる外形標準についてお伺いをしていきたいと思いますが、大変厳しい経済状況の中で、総務省が前回検討しておきました外形標準課税といつもののがいつたん導入が見送られたということになりますが、見送られた理由は経済状況が厳しかったからという理解でよろしくござりますか。

○副大臣（若松謙維君） いわゆる外形標準課税の導入に関しては、地方自治体のいわゆる歳人の安定確保という観点から、幅広い関係者の理解をいただきていると認識しております。ただ、今委員も御指摘のように、大変今時期が悪いと、そういう意見が多いという状況も考慮いたしまして、当面の導入を見送った次第でございます。

しかし、やはり必要だという大きな議論の流れもございまして、そういう点からの議論も具体的にあるところと了解しているところでございります。

○浅尾慶一郎君 見送った中でその反対の声もいということでありますけれども、政府税調はどういった御意見でしたでしょうか。

○副大臣（若松謙維君） 政府税調におきましては、特に平成十年、十一年のこの二年間で地方人課税小委員会を設置いたしまして課税の仕組等について税の専門家の観点から積極的な議論を行われてきたところでありますて、昨年の十二月の平成十四年度税制改正に関する答申、ここにきましてこう述べられております。「課税の不公平の是正、税収の安定化を図るとともに、努力的な企業が報われる税制の確立、眞の地方分権の実現に資するため、早期に導入すべきである。」記されております。

○浅尾慶一郎君 早期に導入すべきであるとい

ふうに政府税調では記されていたということだと  
思いますが、それでは、先ほどの話でいいます  
と、事前審査との関係で与党税調、自民党税調で  
はどのような意見が得られていましたんでしょうか。  
○副大臣(若松謙維君) 自民党税制調査会を含め  
た与党の税制調査会におきましては、昨年十一月  
に総務省が公表いたしました外形標準課税案につ  
きまして様々な議論を行った次第でございまし  
て、私も当時与党におりましたので、その議論に  
参画させていただきました。

昨年の十二月の平成十四年度与党税制改正大綱  
では、「地方税として望ましい方向の改革」とい  
うコメントを付しておりまして、「今後、各方面  
の意見を聞きながら検討を深め、具体案を得たう  
えで、景気の状況等も勘案しつつ、平成十五年度  
税制改正を目途にその導入を図る。」と記されて  
おります。

○浅尾尾一郎君 この外形標準課税について、赤字  
法人にも税金を払っていただくということから、逆に  
言うと、今の構造改革の議論の中で、頑張った、  
頑張って収益を上げた人はかえって税負担が重くなる  
担が低くなつて赤字のところは税負担が重くなる  
という議論もありまして、もつと突き詰めると、  
その結果構造改革が進むということを言われる方  
もいらっしゃいます。つまり、歴史的な使命を終  
えたところが外形標準によって厳しくなつて淘汰  
される側面もあるかもしれないというようなこと  
も言われる方もいらっしゃいますが、その点につ  
いて、果たして本当にそうなのかどうかというこ  
とも含めて、総務省のあるいは大臣、副大臣の  
御所見を伺いたいと思います。

○副大臣(若松謙維君) 御存じのように、現在の  
いわゆる事業税の課税方式であります、いわゆ  
る所得に対する課税であります。ところが、一  
方、地方自治体の運営、まあ基金とでも言いく  
んでも、やはり安定したもののが望まれるべ  
きものであります、かつどうしても、  
応益課税という考え方方が原則になるわけであります。

こういうふうに考えますと、現在の事業税といふのは非常に所得税的な観点で、今の特に景気低迷におきましては、御存じのように七割以上の赤字法人ということで、事業税を納められていない方が多いと。しかし、現実には様々な行政サービスを受けているのも事実でありまして、そういう観点からも何らかのやはり外形標準課税導入すべきではないかと、そういう議論が主流になつてきましたと理解しております。そういう意味で、この外形標準課税というものを早期に導入したいと私どもは考えております。

○浅尾慶一郎君 外形標準の仕組みはよく分かることですが、導入することによって、例えば、何と何ですか、税金を納めていたる法人に対しては実効税率、法人事業税の実効税率が下がるという側面もあるんではないかなと思いますが、それはそういう理解でよろしいですか。

○副大臣(若松謙維君) いわゆる、從来ですと一〇〇%所得に対する課税でしたが、それが資本課税になつたり、又は付加価値とという形になりますので、そういうこともあり得るということをございます。

○浅尾慶一郎君 では、外形標準の具体的な中身について、今検討されている外形標準課税の具体的な中身について伺わせていただきたいと思いますが、以前も、たしか地方行政・警察委員会だったと思いますが、の中の議論で質問させていただいたと思しますけれども、外形標準の、以前、旧自治者が検討されてきた中身の中で、給与というものは、今、特に雇用が非常に大きな問題になつてゐるときには、雇用を多く抱えた企業がそれによつて、いろんな考え方があるんでしようけれども、多くの税金を払うということが本当に政策的にいいのかどうかということは考えていかなければいけないと思いますので、できる限り給与の割合というのを下げるべきだと思いますが、その点に

ついての見解を伺いたいと思います。  
○副大臣(若松謙維君) 今日に至るまで、総務省といたしまして、様々な外形標準課税案を提案しました。そして、いろいろな関係者の意見も取り入れまして、昨年十一月に総務省が公表した外形標準課税案によりますと、外形基準の一ととして付加価値額を採用しております、この付加価値額の構成要素の一つとして報酬給与額が含まれているのは事実でございます。

しかし、これは給与そのものを課税標準としているものではなくて、法人の生み出す広い意味での収益である付加価値額を課税標準としておりまして、単純に給与を削減しても付加価値額は変わらないことから税率も変化しないという中立的な性格を、性質を有するものでありまして、人件費の高い企業にとって不利になるというわけではな

いということと理解しております。

また、給与はだれが支払われるかによりまして付加価値額が変化するという仕組みになつてゐるわけですが、応益の程度を付加価値で表すという観点からははじまないという点もござります。

○浅尾慶一郎君 特にこれは政策的な議論になつていて、昨年の総務省案では、この付加価値額に加えて資本等の金額を課税標準として補完的に用いることによりまして、一年年の旧自治省案に比べて法人事業税に占める給与の割合を大幅に引き下げたところでござります。

○浅尾慶一郎君 特にこれは政策的な議論になつてくると思いますが、例えば弱い立場の方を政策的に雇用を増やしていくことという議論があります。障害者の方を積極的に雇用していくことによって、少なくとも障害者の方とか、あるいは育児や介護休暇中の、休業中の方の給与、賃金についているのかどうかということは考えていかなければいけないと思いますので、できる限り給与の割合というのを下げるべきだと思いますが、その点に

○副大臣(若松謙維君) いわゆる給与がだれに支払われているかと、今おっしゃつた、例えば障害者の方とか育児休業者の方、こういったうだれに支払われるかということによって付加価値額が変化するという仕組みですが、これは、先ほども申し上げましたが、応益の程度を付加価値として付加価値額を採用しております、この付加価値額の構成要素の一つとして報酬給与額が含まれているのは事実でございます。

しかし、これは給与そのものを課税標準としているものではなくて、法人の生み出す広い意味での収益である付加価値額を課税標準としておりまして、単純に給与を削減しても付加価値額は変わらないことから税率も変化しないという中立的な性格を、性質を有するものでありまして、人件費の高い企業にとって不利になるというわけではなくて、単純に給与を削減しても付加価値額は変わらないことから税率も変化しないという中立的な性格を、性質を有するものでありまして、人件費の高い企業にとって不利になるというわけではありません。

○國務大臣(片山虎之助君) この外形標準課税は旧自治省の悲願なんですよ。シャウブ勧告以来言っているんですから。いやいや、本当に。もう何十年の歴史がある。やつと議論がホットになつてしままして、党の税調なんだけれども、十五年を目前にという年度を明示したのは初めてなんです

ね。そういう意味では、かなり詰めた議論をこの二年ほどやってきましたから、二、三年、是非十五年度の税制改正では実現したいと。そういふ意味での、今、人件費課税で、リストラ課税じゃないかと、これをやつたらと言うんですけれども、導入は。今の案ですよ、この間まで

の案、案は変わるかもしれません、この間までの案だと、導入後三年間は人件費のウエートが一%なんですよ。四年目以降は一二二%なんですよ。というのは、丸々外形標準にしないんです。三年間は七五%は収益課税を残すんですよ、今ま。だから、これは外形標準課税というよりも、福祉的な政策の観点からも外形標準の算定ベースから除外すべきだというふうに思いますが、その点についてのお考えを伺えればと思いま

じりありません。今、赤字が、七割赤字ですよ。三割黒字で、三割の黒字だけが全体の法人事業税をかぶつているんですよ。七割は何にも払っていないんですよ。ところが、地方の、地方自治がやつているサービスというのは、赤字であろうが黒字であろうが同じですよ。それは。福祉でも、教育でも、産業振興でも、道路でも、消防でも、警察でも。少しは払つてもらう、広く薄く払つてもらうと。

今、一番問題は税の空洞化なんですよ。特に、法人税、法人事業税は七割が払つていない。汗している人だけが払つているんですよ。頑張つていれるものもう少し認めてやるという税制が、私が必要で、税の空洞化をなくさないともちません。いや、本当に。

課税最低限の話がありますが、これをやるとやこしくなるので言いませんけれども、少なくとも法人課税については七割払わない。しかも、特に地方税の場合には応益なんですから、受益に応じてなんだから、受益をもらひながら一つも払つていいないと。増税じゃありませんよ。

だから、私は、今の赤字はできるだけ安くせいと言つていますので、恐らく四万円か五万円か、年間、そのぐらいは是非これは地方団体のメンバーである以上払つてもらうということが必要なんで、十五年度税制改正に向かつて大いに努力いたしたいと思いますので、御支援のほどをよろしくお願ひいたします。

○浅尾慶一郎君 それでは、午前中の質疑の最後の項目であります地方税法の今回の改正について伺つてまいりたいと思います。

今回の改正が、まず、都道府県あるいは市町村の自治財政に与える影響というのは、マクロで見るとどのようなものになりますでしょうか。

○副大臣(若松謙維君) 平成十四年度税制改正に伴う地方税制の影響額でございますが、都道府県、道府県税で八十九億円の減収、市町村税で十四億円の減収、合わせて百三億円の減収の見込みとなつております。

○浅尾慶一郎君 では、個別の地方税法の改正の項目について伺っていただきたいと思いますが、特別土地保有税の微税猶予制度の拡充について、その改正理由と税収への影響を伺いたいと思います。

○副大臣（若松謙維君） 今回の改正によりまして、徴収猶予期間中の計画変更などの要件を緩和することによって、土地の有効利用の一層の促進及び土地の流動化に資するものと考えております。  
○浅尾慶一郎君 次に、不動産取得税の中の住宅

ものであるために、制度改革に伴う増減は発生しません。この措置によりまして、住宅の新築が引き続き促進されることを期待しております。

○浅尾慶一郎君 次に、個人住民税における土地等の譲渡益に対する9%税率の廃止についての改正理由と税収への影響を伺いたいと思います。

○副大臣(若松謙維君) 土地等の譲渡益課税につきましては、今回、八千万円超の部分の9%の税率を廃止し、四千万円超の部分の税率を一律七・五%とするものであります。これらの税率は、平

の送付や路線価公開に加え、今回、総覧制度の制度改正を行うこととしておりますので、も一借家人として大変い改正ではないかとしておられます。また、改正した制度の実施にましては、各市町村で一定の準備期間を必要あるところから、次回評価替え年度である平成年度以降情報開示ができるよう、今回改正することとしたものでございます。

○浅尾慶一郎君 濟みません、ちょっと後段今までも多分こうした改正はやればよかつたと思いますが、なぜ今回になつたのかという

など私どもは、この問題について、改めてお話をうながすことはございません。ただ、この問題を理解するうえで、申告事務負担への配慮が重要な要素であることは、改めてお伝えします。

○浅尾慶一郎君 午前中最後の質問にさせていた

だきます。

個人住民税の所得割の非課税限度額を引き上げておられますのが、その改正理由と税収への影響と、そしてなぜ四万円の引上げなのかということについてお答えいたいと思います。

用地に係る税額減額特例の改正について、改正理由と税収への影響を伺いたいと思います。

○副大臣（若松謙維君） 不動産取得税におきましては、住宅建設の抑制となることを避けるため、住宅用地について一定の要件を満たした場合、住宅の床面積の一倍、いわゆる二百平米ですね、限度まで実質非課税とする税額の減税措置を講じております。

今回、この要件の緩和を行うこととしておりますが、これに伴う不動産取得税収の減収見込額は約六億円と見込んでおりまして、この改正によるとして事業者の不動産取得税の税負担が軽減されることも考へると、住宅の新築に寄与するのではないかと、そのように期待しております。

いしますが、新築住宅に係る固定資産税の車況評定額の適用期限の延長について、これも当然住宅の建築を促進するということだと思いますが、税収の影響はどれぐらいですか。

○副大臣(若松謙維君) 新築住宅に係る固定資産税の軽減措置でござりますが、一般の住宅につきましては新築後三年間、三階以上の中高層耐火建築住宅につきましては新築後五年間、固定資産額の二分の一を軽減する措置を講じております。今回の改正におきましては、引き続き新築住宅係る初期負担を軽減する必要があることから、例期限を二年間延長することとしております。

今回の改正は、現行の軽減措置を単純延長です。

ものであるために、制度改正に伴う増減は発生しません。この措置によりまして、住宅の新築が引き続き促進されることを期待しております。

○浅尾慶一郎君 次に、個人住民税における土地等の譲渡益に対する9%税率の廃止についての改正理由と税収への影響を伺いたいと思います。

○副大臣(若松謙維君) 土地等の譲渡益課税につきましては、今回、八千万円超の部分の9%の税率を廃止し、四千万円超の部分の税率を一律七・五%とするものであります。これらの税率は、平成十五年度末まではその適用が停止されているものであります。当面の税収への影響は感じないものと考えております。

また、今回の改正は、現下の土地をめぐる諸事情、諸情勢も勘案いたしまして、長期的な視野に立った土地取得にも配慮して行うこととしたものであります。こうしたことを通じて経済の活性化に資することになるものと期待しております。

○浅尾慶一郎君 特に住民生活で一番関心の高い部分かもしれません。固定資産税について今回情報開示を推進されるようにされたということを伺つております。これはいいことだと思いますが、改正の理由と、なぜ今回それを行うことになったのかと。理由と、なぜ今回というところを特にお答えいただきたいと思います。

○副大臣(若松謙維君) 現在、地方分権の推進とともに、行政に求めるニーズが多様化、増大化しているという状況下、その財政的基盤を支える甘醇的な税目であります固定資産税の位置付け、これは大変重要なつてないと認識しております。

また、住民と市町村との信頼関係、意思疎通が妨げられて大切になつているということで、納税者の申告が原則として必要とされない固定資産税については、特に市町村が固定資産評価や課税の透明性を高め、説明責任を果たすことが強く求められている状況にあると理解しております。これが理由となつております。

そこで、これまでの課税明細書の納税義務者

の送付や路線価公開に加え、今回、総覽制度などとの制度改正を行うこととしておりますので、私ども一借家人として大変いい改正ではないかと理解しております。また、改正した制度の実施につきましては、各市町村で一定の準備期間を必要とすることから、次回評価替え年度である平成十五年度以降情報開示ができるよう、今回改正を行うこととしたものでございます。

○浅尾慶一郎君 済みません、ちょっと後段の、今まで多くうした改正はやっぱよかつたんだと思いますが、なぜ今回になつたのかという部分について、もし、もう少しお答えいただければと存じます。

○副大臣(若松謙維君) 御存じの住民の情報公開の要求というのは大変流れとして強くなつてきておりまして、国のいわゆる行政機関の情報公開並びに地方自治体も今情報公開条例が次々と成立している中、あるいはこういった固定資産に関する情報も必要ではないかと、こういう大きな流れがあつたわけであります。今回、ちょうど三ヶ月に一回の路線価変更という時期も併せまして、この際やらせていただこうと、そのように結論し次第でござります。

○浅尾慶一郎君 もう一点、今回の改正で、なに今回に盛り込んだのかという関連で質問させていただきたいと思いますが、金融証券関連税制にいたしまして今回改正が入つております。昨年の臨時会で措置をしないでなぜ今回になつてしまつたかと。本来、まとめで改正した方がよかつたじゃないかなと思いますが、その点について質をさせていただきたいと思います。

○副大臣(若松謙維君) 昨年秋の改正におきましては、株式等譲渡益課税の申告分離課税への一化に際しまして、個人投資家の税負担及びリスク負担の緩和に配意いたしまして、上場株式等についての税率引下げや損失繰越控除の創設を行つところでござります。

そして、平成十五年一月からの申告分離課税一本化に際しまして、税負担やリスク負担の緩

○浅尾慶一郎君 午前中最後の質問にさせていた  
だきます。  
個人住民税の所得割の非課税限度額を引き上げ  
ておられますか、その改正理由と税収への影響  
と、そしてなぜ四万円の引上げなのかということ  
も含めてお答えいただければと思います。  
○副大臣(若松謙維君) 個人住民税の所得割の非  
課税限度額でございますが、負担分担の性格を踏  
まえつても、低所得者層の税負担に配慮を加える  
必要があることから設けられているものであります  
して、これまで標準世帯における前年の生活保護  
基準額の水準を下回らないようとに、このように  
設定してきたところでございます。  
今回の改正も、生活保護基準額の引上げに対応  
して最小限の限度額引上げを行つたものであります  
して、その結果、四万円になつたということで、  
そしてその改正による税収影響額は二億円の減収  
となつております。  
○委員長(田村公平君) 浅尾慶一郎君の午前の質  
疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたしま  
す。  
午前十一時五十九分休憩

決が言い渡されまして、東京都に地裁レベルでは銀行税の課税取消しの命令が下され、という判断が下されました。もちろん、地裁の判断であります。

まず、総務大臣にお伺いしたいのは、東京都が今回の銀行税を導入するに当たって、総務省とのような話し合いを行ったのかという点について、所見を先に伺つても結構ですが、まず過去の経緯から伺つていただきたいと思います。

○副大臣(若松謙維君) 東京都と関係省庁との議論のお尋ねでございますが、東京都の銀行業等に対する外形標準課税案が発表されて以来、当時の自治省からは、四十七都道府県すべてにおいて幅広い業種を対象に薄く広く負担を求める外形標準課税を導入することを検討している中で、東京都だけが独自に銀行業という特定の業種について業務粗利益を課税標準として導入することが妥当なのかどうか等、幾つかの問題点を指摘し、話し合つてまいりました。

また、東京都の外形標準課税案につきましては、関係省庁から金融安定化策等の関連で懸念が表明されておりまして、それらの意見も踏まえまして、平成十二年二月二十二日は閣議口頭了解という形で政府見解として取りまとめたところでございます。

○浅尾慶一郎君 そうした話し合いを持たれた後にだと思ひますが、平成十二年二月に閣議口頭了解ということで、今回の東京都の銀行業等に対する外形標準課税について閣議において口頭了解をされておられます、その口頭了解の趣旨はどのようなものであつたでしょうか。

○副大臣(若松謙維君) 東京都の外形標準課税案に対する先ほどの閣議口頭了解の趣旨でございますが、まず一点目が、資金量五兆円以上の銀行に対してのみ外形標準課税を課すこと、二点目として、地方税法における外形標準課税についての規定との関係(三点目)に、東京都案により今後の東京都以外の地方団体の税財源が減少すること、四点目として、政府税制調査会を中心とするすべての都

道府県において幅広い業種を対象に薄く広く負担を求める外形標準課税の導入を検討している中での提案の妥当性、五点目として、政府として進めている金融安定化策等との関連での懸念といった問題があるということが指摘しておりますので、京都における慎重な対応を求めるものでござります。

○浅尾慶一郎君 五点の問題点があるということです、東京都に對して慎重な対応を求めるといふ趣旨の閣議口頭了解をされたんだと思いますが、その後、東京都でかかる銀行等に対する標準課税が導入された。導入されたんですが、今回、東京都においてその取消しの判断が下りた。政府の閣議口頭了解と同じような問題意識からの判断だと思いますが、そうした問題意識を持つておられた当時の自治大臣、現在の総務大臣に今回の判断に對しての御所見をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(片山虎之助君) 判決が今日の午前中出まして、ここに判決の骨子なり、文がありますけれども、まだ中を詳細に検討しておりませんので。しかし、勝訴ですね、銀行側の一審は、こういうことだと思います。それで、納めている税金は返せということを言つておりますし、それから損害賠償もしろというふうなことも判決で言つております。

ただ、理由等につきましては、ざつと見ましたけれども、少しこれは詳細に検討してみないと、判決の理由が、それが適正で合理的なものかどうか、少し検討してみたいと、こういうふうに思いますし、一審ですから、いずれにせよ恐らく東京都が控訴すれば二審あるいはその後というような結果になるのかも知れませんので、現時点で判決を取りながらこの地方税の在り方を検討していくべきであるというふうに大臣として考えていらっしゃるのか、御答弁をいただきたいと思います。

○國務大臣(片山虎之助君) 小泉総理はダブつてもいいと、こういうことなんであれですが、私としては、経済財政諮問会議では、これは骨太の大

基盤の充実強化という観点から、特に地方税源の充実、あるいは税源の国から移譲ですね、そういうことを正面から議論していただいたらどうだろかと。それから、地方制度調査会というのが、これは期限も決まっておりますし、幅広くやるべきで、税制の再構築が必要であるとされております。もちろん、地方分権にふさわしい地方税の在り方をどう考えるかは重要である、税制を取り巻く重要な諸課題について経済財政諮問会議及び税制調査会で総合的に取り組み、六月ごろを目途に基本方針を示して、十五年度以降に実現していくということになつていてるわけございます。

しかし、地方分権や地方税の在り方にかかわる諸問題というのは、これ以外にも、特に地方財政にかかわりの大きいのは地方分権改革推進会議、また第二十七次地方制度調査会というのがござります。ここで、国、地方の役割分担、事務分配又は地方制度の在り方を検討があつてこそ、ある意味ではその裏付けとなる税制の論議になるんじゃないかなというような主張も現実にございます。

○國務大臣(片山虎之助君) この前の経済財政諮問会議には、政府税制調査会の石会長と、それから地方分権改革推進会議の西室、東芝の会長さんですよね、西室座長さんというのかな、委員長と

いうのか、「議長」と呼ぶ者あり 議長というんです。西室議長さんに出てもらいまして、経済財政諮問会議のみんなで、我々も入ってフリーディスカッションをやつたんです。そこで意見の交換をやりまして、今後ともそういう一種の相互乗り入れをやつて意見の調整をしながら進めていくと、こういうことのようで。地方制度調査会は、三つは連携をして進んでいくんではなかろうかと先ほど言いました、ちょっと違いますから、この思っております。

○木庭健太郎君 是非そういう意味で、分かりやすい国民にも向かつて議論をしていただきたいし、正に六月までやろうというのはこれは大変いいことだと思つし、どうそこまでに仕上げていくかと。一杯いろんな人たちがいらっしゃるところでまとまるものもまとまらなくなる可能性もあるし、そういう意味じや総務大臣が果たす役割もえらい大きいなと思っておりますので、是非その辺をよろしくお願いしておきたいと思います。

次は、先ほどもちよつと御議論になつておりますけれども、恒久的な減税の問題でございま

財すは地　い引るの負人得負で　とや

つまり経済に活力を与えるような、そういうことを中心に一番短いものでは考えていくと。それから、中期的にはやっぱり税の空洞化対策ですね。例えば今の法人税や法人事業税は七割が担していいないと。あるいは課税最低限問題、所税や住民税やではですよ、二五%から二〇%のが負担しておりますよ。広く薄くみんなが負担するというのが税ではないかと。こういう税空洞化対策みたいなことの議論をする必要があるんではなかろうかと。それから、更なる税率の下げですね、法人税や所得税についての、こうう議論もあります。

それから、長期的には、やっぱりこれだけ国、方で恒久的に大幅な財源不足が出るというの、やっぱり受益と負担の均衡が崩れているんですね。いつも国も大幅な財源不足、地方も大幅な財源不足ということは、るべき行政サービスと

専人だけ見ても、景気動向への配慮ということになると、最も優先課題になつてゐるんですけれども、そうなふると、一体この抜本的な改革というのが本当に十五年度ということに向かつてどうなるのかなどといふ危惧を抱かざるを得ないところもあるし、特に五年度以降ということだけ見ると、いつからやるのかなといふのかななどいふうにも見えないこともないわけです。

その辺を含めて、総務大臣から御所見をちょっと伺つておきたいと思います。

國務大臣(片山虎之助君) 十一年からやりましたものは、あれは恒久的な減税なんですね。的がへつてゐるんです。恒久減税じゃないですね。だら、この恒久的な方針を取るのかどうか、その位付けは一つ議論があると思いますけれども、経済財政諮問会議や政府税調等で議論が始まつておりますのは、いろんなテーマがあるんですが、大ざつぱに言いますと当面の税制改正中的な税制改正と長期的なものと、こういうふう分けて議論する必要があるんではなかろうかと申すようなことが言われておりますし、当面は

なるわけですよね。そういう意味じゃ、確かに中長期的な課題なのかもしません、全体構造の問題含めて。

ただ、この現実を見ると、中長期的な課題でありながら、やはりどれだけ早くこの問題に対しても結論を出すかということも大事になつてくる。十五年度以降ということなんですけれども、やはりこの問題できるだけ早い段階で結論を出さなければいけないというのが本来の在り方ではないかなと思うんですけれども、この点についても認識を伺つておきたいと思います。

○國務大臣(片山虎之助君) 交付税特会の借り入れは十四年度からやめようと思いましたのが、そういうわけでいきませんで、四分の一だけ残りましたので、十五年から借り入れはやめたいと、特会に入れは。しかし、やめたって、国の方は一般会計で調達すると言うて、やっぱり結局国債にある

国民負担の関係のバランスが崩れているんじやないかと、これをどう考えるかと。これは大きい、大変大きい問題で、これはやつぱり中長期のとうか、あるいは長期的なプライマリーバランス回復を含めての議論ではなかろうかと。  
まあ大ざっぱに言うとそういう感じで、議論がまだ始まつたばかりですから、経済財政諮問会議は二十九日、今週の金曜日の諮問会議で論点整理を行うと、こういうことでござりますので、これから議論が本格化するんではなかろうかと。大ざっぱには今言うたような感じではなかろうかと思つております。

○木庭健太郎君 そのとおりだと思うんですけれども、その一方で、今、大臣おつしやったように、結局この恒久的減税というのが続けば続くほど、これは先ほども話があつた交付税の特会の問題ですね、借入れの問題を含めて、今回は非常に厳しいということでやむを得なく四分の一という借入金に頼らざるを得なかつた状況なんですが、それでも、ある意味では、これが統一している限りは、毎年度借入れという問題にどうしても、努力はしなければつながつていくというような問題に

問題について、やっぱり特会借入れにしてもらうと地方の責任みたいなものが見えにくくなる部分がある。したがって、これをある意味では停止する。停止すれば、当然どうなるかというと、臨時財政対策債の発行額がその分増加するということになるんだけれども、でも、そのことの方がかえつて地方公共団体にとつてみればその債務が明確に認識できるというような議論もあるようでございます。その方がある意味ではより節度を守つた財政運営ができるんじゃないかという論点だと思います。

こういう点についてどんなお考えをお持ちか、お聞かせいただいておきたいと思います。

○副大臣(若松謙維君)　ただいま、財源不足の補てん方式についてのお尋ねでございますが、平成十三年度の地方財政対策におきましては、従来の方式を見直しまして、国と地方の責任分担の明確化

程度頼らざるを得ないですね、地方の方は赤字地  
方債ですから。  
結局、事態は特会借入れをやめても同じような  
ことが続くんで、基本的には、やっぱり今言いま  
したように、どのくらい歳出をカットできるか、  
歳出の見直しができるかということと、あるいは  
歳入についてどう考えていくか、こういう議論に  
どうしても私はならざるを得ないんではなかろう  
かと。  
だから、そのためには、いつもは秋に行う税制改  
革論議を春前から行つて方向付けしようと、しか  
かも、政府税調だけじゃなくて経済財政諮問会議や  
地方分権改革推進会議や、幅広な議論をやろう  
と、こういうことになつたんではなかろうかと  
思つておりますし、論議の展開、進み具合を我々  
も期待いたしております。  
○木庭健太郎君 もう一つ、このいわゆる交付税  
の特会借入れの問題なんですがれども、こういう  
ものを論議する場合に、もちろん今回の場合、そ  
の三十兆円の枠の問題があつてみたりいろんなこ  
ともあつた中での問題なんですがれども、副大臣  
で結構でございますけれども、この交付税特会

化、国と地方を通ずる財政の透明性の観点から、國負担分については一般会計からの加算による、地方負担分については特例地方債の発行によると、このような対応を決めているところでござります。

委員御指摘のとおり、この方式は、借金依存の実態がいわゆる議会や住民に明らかになることによつて経費支出の効率化、重点化の必要性についての理解を深めて、地方財政の健全化に向けた取組を促す効果が期待できると、こう考えておりまして、平成十四年度はやむを得ず一部特別会計借り入れを継続しなかつた、せざるを得なかつたわけであります、が、そしてその結果、特別会計借り入れの依存割合を前年度分の半分に引き下げたところであります。

平成十五年度につきましては、平成十三年度の制度改正を踏まえて交付税特別会計の新たな借入は行わないということを基本としつつ、先ほど申し上げました國負担分、地方負担分についての原則をしっかりと守りながら最大限の努力をしてまいり所存でございます。

○木庭健太郎君 大臣にお聞きしておきます。

これから毎年度発生する財源不足の問題ですね。もちろん交付税の改革と関連するわけですが、これも、これから特会の借受けの償還方法の問題、先ほども三つの方法とかいろんな話がありましたが、現在の経済状況を勘案するどんすればいいかといえば、やはり当面は地方債に対する交付税措置などのいわゆる公共投資を助長する仕組みというのを除去していくという制度改革と、いうものにはやつていかなくちやいけないんじゃないかなと。そして、景気が本格的に回復していくば今度は抜本的に財源不足解消への抜本的改革と。言わば二段階のようないくつかある意味では現実的であり、対応策としては適切ではないかといふふうに考えますが、この点について大臣の見解を伺つておきたいと思います。

○國務大臣(片山虎之助君) 交付税についてはど

うするかと、いろんな議論がありまして、これがあるいはこれでしかかり額は確保していかなきやいかなと思いますね。

ただ、そこで今見直しをやつていますのは、段階補正は、御承知のように小規模な町村にやや優遇ではないかということで実態を見直すということで、それからもう一つ事業費補正というのは、事業をやつた方が得だという議論になつて、後先を考えぬでお金のことを考えぬで事業に飛び付くというようなことをやつぱりある程度抑制しようとして、こういうことでございまして、そういうことをすることによって私は交付税が本来の交付税制度の方に返つてくると、こういうふうに思つておりますね。

しかし、一方、交付税特会は物すごい借金ですから、これをかなり年限掛かって返していくかなきやいけませんので、それについてどうするかというのはこれは大きな問題で、基本的には、同じことの繰り返しになりますが、経済の活性化、地方行政財政の見直し、歳出カット、あとは国からの税源移譲と、こういうことの中で交付税特会の償還金の財源を確保していくか、こういうふうに思つております。

○木庭健太郎君

そういう返済に関連して議論がよくなされている一つの論点は、これだけ多くの過剰債務を抱えたままでは地方財政の運営も厳しくなっています。だから毎年借入額を減らしていくべきだ、ともかく、ただ、現在の経済状況を勘案するどんすればいいかといえども、これでも三つの方法とかいろんな話がありましたが、それでも、ともかく、ただ、現在の経済状況を勘案するどんすればいいかといえども、やはり当面は地方債に対する交付税措置などのいわゆる公共投資を助長する仕組みといふのを除去していくという制度改正と、いうものにはやつていかなくちやいけないんじゃないかなと。そして、景気が本格的に回復していくば今度は抜本的に財源不足解消への抜本的改革と。言わば二段階のようないくつかある意味では現実的であり、対応策としては適切ではないかといふふうに考えますが、この点について大臣の見解を伺つておきたいと思います。

○國務大臣(片山虎之助君)

交付税についてはど

進める観点からは、これは予定どおり実施すべきではないかと私どもは考えております。

しかしながら、協議制度の下におきましては赤字額が大きい団体につきましてはこれまでおり起債許可が必要だと、こういう制度にありますので、地方財政の健全性の確保にも十分配慮しながら運営、運用をしてまいりたいと考えております。

また、地方債は国の一定の負担の下で行う公共事業等あるいは他の施設整備に必要な財源となりっておりますので、そういったものにつきましては、財政規模や財政力にかかわらず長期低利の地方債資金が必要であることから、財政融資資金を始めとする公的な資金を確保する必要があると考へておりますが、今後ともこういった事業を中心的に、地方団体の財政規模やあるいは資金調達能力、こういうものに十分留意しながら、必要な資金を確保してまいりたいと考えております。

○木庭健太郎君 次は、地方債の個人消化の促進というような問題点についてお聞きをしておきましたが、十四年度の地方財政対策には地方債の個人消化化、公募化の推進施策が盛り込まれております。購入対象者を地域住民とする住民参加型のミニ市場公募債というのを二百億、発行することが盛り込まれておるわけです。

○木庭健太郎君

四月一日から金融機関のペイオフの解禁の影響を受け、この市民参加型ミニ市場公募債に対し個人投資家の需要が高まつて、私もお聞きしましたら、群馬県ですか、三月六日に県内のがん患者に対する支援金供給は今後も当分継続する必要がありますとか、こんな議論もありますが、こういった問題について総務省としてどのようにお考えか、若松副大臣、どつち、そつち。

○政府参考人(林省吾君)

いわゆる地方分権一括法によりまして平成十八年度から地方債の許可制度は地方公共団体の自主性をより高める観点に立つて廃止をする、そして協議制度に移行する

があると思うんですけども、この点について見解を求めたいと思います。

○政府参考人(林省吾君) お尋ねの地方債の個人消化についてありますけれども、この個人消化は、地域住民の行政への参加意識の高揚が図られますとともに、地方団体の資金調達の手法を多様化するということになりますので、私どもいたしましてはこれを積極的に今後推進してまいりたいと考えているところでございます。

具体的には、御質問の中で御指摘もございましたが、十四年度から地域住民を購入対象者の中心にした住民参加型ミニ市場公募債の発行を推進することといたしまして、地方債計画上も二百億円の枠を計上いたしておりますが、昨年末に調査したところでは十五団体ぐらいが手を挙げてきております。これらの団体に対しまして、私ども、情報提供をしながら具体的な支援をしてまいりたいと考えております。

また、この個人消化につきましては、既に市場公募債を発行している団体におきましても、例えば横浜市のようなところにおきましては、地元銀行などの協力を得まして、そのうちの個人消化に回す部分を増やしていくか、こういうような取組もされているところでござりますので、こういう動きにつきましても私ども積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

○木庭健太郎君

次は、ペイオフがもうすぐございますけれども、もう解禁間近なんですけれども、やはり地方公共団体と地域金融機関との問題、これから始めていく上でいろいろな問題点もあり、大変なこともいろいろあると思うんです。

○政府参考人(林省吾君)

いわゆる地方分権一括法によりまして平成十八年度から地方債の許可制度は地方公共団体の自主性をより高める観点に立つて廃止をする、そして協議制度に移行する

あると思うんですけども、この点について見解を求めたいと思います。

○政府参考人(林省吾君) お尋ねの地方債の個人消化についてありますけれども、この個人消化は、地域住民の行政への参加意識の高揚が図られますとともに、地方団体の資金調達の手法を多様化するということになりますので、私どもいたしましてはこれを積極的に今後推進してまいりたいと考えているところでございます。

具体的には、御質問の中で御指摘もございましたが、十四年度から地域住民を購入対象者の中心にした住民参加型ミニ市場公募債の発行を推進することといたしまして、地方債計画上も二百億円の枠を計上いたしておりますが、昨年末に調査したところでは十五団体ぐらいが手を挙げてきております。これらの団体に対しまして、私ども、情報提供をしながら具体的な支援をしてまいりたいと考えております。

また、この個人消化につきましては、既に市場公募債を発行している団体におきましても、例えば横浜市のようなところにおきましては、地元銀行などの協力を得まして、そのうちの個人消化に回す部分を増やしていくか、こういうような取組もされているところでござりますので、こういう動きにつきましても私ども積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

○木庭健太郎君

次は、ペイオフがもうすぐございますけれども、もう解禁間近なんですけれども、やはり地方公共団体と地域金融機関との問題、これから始めていく上でいろいろな問題点もあり、大変なこともいろいろあると思うんです。

○政府参考人(林省吾君)

いわゆる地方分権一括法によりまして平成十八年度から地方債の許可制度は地方公共団体の自主性をより高める観点に立つて廃止をする、そして協議制度に移行する

いるのか、総務省、知る限りで結構でございます。

から、教えていただきたいと思つております。

○政府参考人(板倉敏和君) 総務省におきまして

は、ペイオフ解禁に係ります預金保険制度の改正

を受けまして、平成十二年十一月より、地方公共

団体や有識者、金融機関関係者等から成ります地

方公共団体におけるペイオフ解禁への対応方策研

究会というのを設けまして、その対応方策を詳細

に検討をいたしました。

昨年三月にその内容を取りまとめまして、通知

をいたしますとともに、全国出納長会議や市町村

の担当課長会議など様々な会議や研修会を重ね

て、地方団体に周知をしてまいったところでござ

ります。

各地方公共団体の個別の動向につきましては、

すべてを調査したわけではございませんが、都道

府県や政令市等におきましては、既に研究会等を

設けましてペイオフ解禁への対応方策をそれぞれ

の実情に応じて具体的に検討、実施しているとい

うふうに承知をいたしております。また、市町村

におきましても、必要な対応が確保されますよ

う、去る二月八日にも全国の市町村担当課長に対

する説明会を実施いたしまして、改めて周知徹

底を図つたところでござります。

○木庭健太郎君 最近、地方公共団体も債券の運

用と、このペイオフと絡んでいるわけでもないで

すけれども、そういう傾向が出てきているわけで

ございまますけれども、一番、最近話題になつたと

いうか、極端な例で話題になつたのが、地方公共

団体の外郭団体ですけれども、アルゼンチン債の

購入問題というのが実際に起きました。ある意味

では、やはりこれは運用経験とかいろんなことも

必要ですし、難しさを本当に感じた一つの問題

だったと思うんですけれども、今地方公共団体の

運用のこういう基準について見ると、歳計現金で

あれば、地方自治法の三百三十五条の四ですか、

これで定め、保管方法が定められておりますし、そして、先ほども議論になつて行った施行令百六十

八条の六で保管の具体的方法について、出納長、

收入役はこれを確実かつ有利な方法によって保管

しなければならない。確実かつ有利と言われて

も、これ相反するような問題もあるわけですよ

ね。

そういう意味じや、地方公共団体にとってみる

と、これは自治法の規定でそう言つていいけれど

も、なかなかこれ実際やろうとするときは本当に

苦労されているなという気もするんですよ。そし

て、逆に言えば、苦労した上にですよ、こんな問

題が起きてくれば、資金運用面での責任問題が今

度は一方ではまた残つてくると。こんなところも

地方自治法と、これ読みながらちょっと感じたん

です。ですから、それだけでも、そういう規定、今のこの地方自治

法の二百三十五条の第一項、法律施行令の百六

十八条の六、こういったものについてどのような

御所見をお持ちなのか、聞いておきたいと思う

です。

○政府参考人(板倉敏和君) 御指摘ありましたと

おり、歳計現金の保管につきましては、地方自治

法第二百三十五条の四及び同施行令第百六十八条

の六の規定によりまして、指定金融機関その他の

確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有

利な方法により保管することとされております。

基金につきましては、地方自治法第二百四十二条

の規定によりまして、確実かつ効率的に運用する

こととされております。

歳計現金も基金も同じく公金でございまして、

まずは安全で危険のないと思われる方法での運用

を基本としつつ、その中で最も経済的な価値を十

分に保全、發揮できる方法で保管することが求め

られているということでございまして、そういう

ことからこのようないくつか規定が設けられているとい

ふうに理解をいたしております。

○木庭健太郎君 今後やつぱり大事になつてくる

のは、今までだつたら金融機関に預金してそれな

りの収益が出てどいうようなことだつたんだが、

これからは、ペイオフ解禁になればもちろんそう

と思いますが、全國で十九の法人におきまして、

三十四億五千九百万円程度保有していることが判

明をいたしております。いろいろ実態もお聞きを

してみましたが、これらの法人におきましては、

金融商品のリスクについての十分な認識がないま

まに運用が行われていた嫌いがあるとか、あるいは

資金の管理運用のための明確な基準を持たない

ままに運用がされていましたと、こういうような例が

多かつたと聞いております。

第三セクターの資金運用につきましては、先ほ

ど申し上げました地方団体の資金の管理運用に係

る地方自治法のようないくつか規定がございません、現

在。第三セクター等のうちの民法法人につきまし

ては法的な規制はないんですが、運用方針

というものが一般的に定められておりまして、こ

の中で、基本財産についてはやはり安全確実な方

法で資金管理を行いう必要がありますというふうな基準

が示されているところでありますですが、商法法人の

方は全くこのようないくつか規制もなく指導もない、こう

いう状況になつております。

そこで、私どもいたしましては、今御指摘を

いただきましたように、第三セクターにおきます

等における資金管理についてのお尋ねにお答えを

いたします。

○政府参考人(林省吾君) 地方団体及び外郭団体

等における資金管理についてのお尋ねにお答えを

いたします。

○政府参考人(林省吾君) 地方団体におきます資金の管理運用につきまし

ては、先ほど総括審議官の方からの答弁もござい

ます。引き続き、地方団体に対しましては、法令の

趣旨にのつとつた対応をお願いしてまいらなければ

ならないと思つております。

それから、他方、地方団体の外郭団体あるいは

第三セクターにおきます資金の管理運用の実態に

ついてでございますが、私ども全般的な事情は必

ずしも詳細に把握はいたしておりませんが、御指

と思いますが、全國で十九の法人におきまして、

三十四億五千九百万円程度保有していることが判

明をいたしております。いろいろ実態もお聞きを

してみましたが、これらの法人におきましては、

金融商品のリスクについての十分な認識がないま

まに運用が行われていた嫌いがあるとか、あるいは

資金の管理運用のための明確な基準を持たない

ままに運用がされていましたと、こういうような例が

多かつたと聞いております。

第三セクターの資金運用につきましては、先ほ

ど申し上げました地方団体の資金の管理運用に係

る地方自治法のようないくつか規定がございません、現

在。第三セクター等のうちの民法法人につきまし

ては法的な規制はないんですが、商法法人の

方は全くこのようないくつか規制もなく指導もない、こう

いう状況になつております。

そこで、私どもいたしましては、今御指摘を

いただきましたように、第三セクターにおきます

資金運用につきましては、地方団体からの公金に

による出資等を受けているわけでござりますから、

こういう実態を踏まえますと、適切な運用がなさ

れなければならないと思いますので、今後、総務

省いたしましては、今回の調査結果を踏まえま

して、地方団体に対しまして第三セクターの資金

の管理運用についても適切な指導を行ふよう助言

をしてまいりたいと考えております。

○木庭健太郎君 ですから、その意味でも、今地

方財政を見ると場合どうなるかと、ある意味

では、普通会計のものだけ見てしまつて地方の團

体の状況が分かるのかというと、とんでもない話

で、例えば下水道事業みたいな問題もあってみた

り、それから地方の公営企業の中には交通事業な

んかもあつて、今これ赤字ですね、厳しくて、

規制緩和で。また、今おつしやつた第三セクター

の問題とか地方団体での資金運用の問題とか、い

い七

ろんな問題が周囲に派生しているわけです。ですから、私はやつぱり普通会計ごく見て

「どうなつているのか」という実態が見えてこない  
と思うんです。特に大都市になつてみればそれは  
余計大きな額になるわけであつて、ですから、

な歳計現金等の保管、運用が行われてきたと考えておりますが、改めてその責任を自覚した上で適切な歳計現金等の保管、運用がなされることを期待しております。

以上でござります。どうも申し訳ございません。

○木本健太郎君　是非そういう點をきちんとすることが、非常にこれから地方のいろんな問題を論議するときの基本のような問題だと思っておりますので、是非御検討をよろしくお願ひしておきたいと思います。

ルドカップが近づいてまいりまして、各地方団体でキャンプ場誘致が加熱化したんですね。それで、いろんなことを私もお話を聞いたり報道があつたりしたものですから、一月の終わりの閣議で、こういうことは、特に文部省が関係あるんですね、文部省と私のところが、十分注意するよう

ためにはそういうものも合わせた形で、普通会計それからその他の会計、連結決算するのかどうかという問題まで私はこんなことも考えたらいふと思うんですけども、つまり、全体状況を見るようなことをやつた上で総合的な財政分析というの

○副大臣(若松謙維君) 財政状況の全体的把握や総合的分析についてのお尋ねでございますが、総務省といたしましては、一昨年三月に、地方公共団体のバランスシート作成に係る報告書を取りまとめておりまして、現在、全都道府県がそれに基

次は、もうすぐワールドカップというのが始まるわけでございます。非常にテレビ報道でも誘致合戦の話題が出ておりました。大体もうほぼ出でるつたようでございまして、それはそれでいいことなんですねけれども、その誘致合戦の加熱の問題が

にしようではないかと。税金ですからね。それはキャンプ地になれば有名になるとか経済的な見返りがあるとか、いろんなことがありますけれども、事は公金を出す以上、税金ですからね、やつぱりこれは一定の節度がなきいやいのかねと思うんで

は前からやつておかなくていけないときに、もう本当に来てはいるという気が私はしているんですけども、そういうた問題、すぐやつてすぐできる話じゃないんです。でも、こういう問題をやはり少し総務省としても検討課題として挙げてやるべきではないかと思つておりますが、いかがでしようか。

づいた作成がなされて、約九割の市町村がそのバランスシートの作成又は作成の検討がなされてい  
る。

それと、昨年三月には行政コスト計算書、また地方公共団体全体のバランスシートに係る報告書を取りまとめて、普通会計のほか、公営企業会計等ほかの会計を含めた地方公共団体の会計全体のバランスシートについていろいろと検討している

含めていろんな総務省にとつてみるとこれどうなのがなどという一面あるようなこともあつたと思います。

幾つか各自治体の誘致費用の支出状況を見てみますと、例えは長野県の松本市ですか、約二億円の運営費を予定したけれども三千万円が不足してしまつて県に補助金を要求してみたり、それから北海道の栗山町でしたか、職員のメキシコ出張旅費

○政府参考人(板倉敏和君) 申し訳ございませんでした。ちょっと先ほど答弁漏れがございましたので、よろしいでしょうか。  
○委員長(田村公平君) いいですか、木庭君。  
○木庭健太郎君 はい。

ところであります。

等八千五百万円を投入したが、結果的にはほかのところに決まつちやつたと。町民から集めた寄附金が一億円浮いてみたり、いろんなことがあつたと。 ようでござります。

します首長あるいは職員の責任の問題でございま  
す。

うところがありまして、そこはもう毎月、月次決

れども、この辺の自治体の財政支出というような問題、どんなふうに把握されて、このような経過

首長や職員は、適切に歳計現金等の保管、運用を行つべき責務を有することは当然でございまして、歳計現金等について安全性等に問題がある違法な保管、運用がなされた場合には、当該首長や職員の責任が問われることがあるというふうに考えております。したがいまして、首長や職員は歳計現金等について安全で危険がないと思われる方法を基本とした上で有利な保管、運用に努める必要があるものでございまして、その責務を果たしている限りは、首長や職員の責任が問われることがないと考えております。

算で、かつ連結ベースで決算書を作つております。  
いわゆる第三セクターも、今までの経緯で  
と、結局、第三セクターですと民間も入つて  
いますが、民間がどんどん逃げていつて最後は  
自治体が負うと。そうすると、結果的に一〇〇%  
自治体が負う第三セクターならば、やはり行政  
の、自治体のリスクとしてやはり連結も考えなけ  
ればいけないと。  
やつぱりそういう形の、正に連結を志向した  
会計制度の改善並びにその公表のスピード化  
化、それを大臣と検討しながら進めていかな  
ばなりません。

をどう見てこられたのか。  
別に水を差そうとして言つてゐるわけじやありません。やはりこういうやるとき、韓国辺りはちょっととやり方違うんですね、日本のやり方とちがつて。これ委員会が主導で組織委員会みたいなのが全国にありましてそこで候補地を絞り込んで、こんなことはほとんどされていないんですね。そういう意味じや、非常に差も出た問題でし、今後いろいろなこともある、問題もあると思うので、この辺について大臣からお伺いしておきたいと思います。

いないんですよ、日本のチームは。それから、韓国はほとんど出していませんから、日本がほとんどキャンプ地ですよ。こういうことも、韓國の方では面白くない空気がやつぱりあるようですかね、是非私どもの方としてはいろんな指導をいたしたいと、こういうふうに思つております。

○木庭健太郎君 最後に、法定外税というやつについて、基本的な見解だけ今日はお伺いして終わっておきたいと思うんです。

この法定外税を新たに創設する場合、小さな課税につながるとかいろいろ御批判もいろいろあるんですねけれども、その一方で、やっぱり地域で求

いないんですよ、日本のチームは。それから、韓国はほとんど出していませんから、日本がほとんどキャンプ地ですよ。こういうことも、韓國の方では面白くない空気がやつぱりあるようですかね、是非私どもの方としてはいろんな指導をいたしたいと、こういうふうに思つております。

○木庭健太郎君 最後に、法定外税というやつについて、基本的な見解だけ今日はお伺いして終わっておきたいと思うんです。

この法定外税を新たに創設する場合、小さな課税につながるとかいろいろ御批判もいろいろあるんですねけれども、その一方で、やっぱり地域で求

められる政策課題や地域固有の課題を解決するためには、それも積極的な活用を図るというのも一つの見解だと思うんです。

ですから、まず今日最後にお伺いしておきたいのは、この法定外税の積極的な活用という問題について、総務省の基本的見解をお伺いしておきたすこと。

それともう一つ、この法定外税の中で、特定の政策目的達成のために使うこととは税本来の原則からいくとどうなのかという問題ですよね。例えば、例として挙げておきますと、杉並区が今度何か導入しようとしているレジ袋税というのをやるんだそうです。これ、もちろん廃棄物の減量やリサイクルの推進などのためにレジ袋の配布を抑えるというようなものなんですねけれども、目的が達成すればどうなるかというと、税収入は減少するわけですね。そういう意味では、こういう在り方がどうなのかと。

この二点についてお伺いしておいて、今日は終わりたいと思います。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 法定外税についてのお尋ねでございます。

平成十二年の四月の地方分権一括法によります地方税法改正によりまして、法定外普通税の許可制が協議制に改められますとともに、法定外目的税が創設されたようでございます。

法定外税は、地方公共団体にとりまして、課税の選択の幅を広げるという意味を持つものでございまして、個々の地方公共団体におきまして、地域の実情を踏まえてその活用を検討することは、基本的に望ましいことというふうに考えておりまします。ただ、その場合には、納税者の理解も得ながら、議会などで十分な議論を行うということが必要であるかと考えております。

踏まえまして、情報提供その他の必要な支援を行なうなど、適切に対応していきたいというふうに考えております。

○八田ひろ子君

九一・九九%というのはほとん

ど、全部を対象として見直しが行われる、カットが行われるということですが、大臣、これまでの段階補正是必要があつて適切に積み上げられています。

租税につきましては、一般的には行政主体によります財政資金の調達を主な目的とするものであるということをございますが、必ずしも我が国の租税全体を見ますと、これにとらわれてはいけない状況にございます。最近では、環境を始めとする政策目的を達成するための手法の一つとして活用することも現実的な選択肢になりつつあるというふうに考えておるわけでございます。

こうした政策目的達成を主な目的とします法定外税の協議が大臣に対して行なった場合におきましても、地方税法上定められました要件を満たしながら、総務大臣としてはこれに同意しなければならないという法律上の規定になつてゐるわけでもございまして、同意するか否か、個々の法定外税が法令上の要件を満たすか否かということで判断していくものというふうに考えております。

○木庭健太郎君 終わります。

○八田ひろ子君 日本共産党的八田ひろ子でござります。

まず最初に、段階補正見直しについて質問をしたいと思います。

人口で十万人以下の自治体の段階補正の見直しを行うとされておりますが、十万人といふと相当に大きな市まで含まれます。この対象自治体の数は幾つあって、全体のどの程度なのかということをまずお示しください。

○政府参考人(林省吾君) 今回の段階補正の見直しは、人口十万人未満に係る割増し係数を見直すものでありますと、それが大変ですね、それは大臣によくお分かりだと思います。

一月二十二日の全国都道府県財政課長・地方課長合同会議で、報道によりますと、どれぐらい削られるかということが言われて、三年間の影響額は、一千人団体は二千四百万円、四千人団体は五千五百萬円の減、八千人団体は五千二百萬円の減、一万二千人団体は五千万円の減、二万人団体は五千万円の減、三万人団体は三千万円の減。これは一千人の町や村といいますと単純計算しますと一人二万四千円減る、四千人の町や村ですと一人当たり一万三千八百円減る、三万人団体では一人当たり一千円減ると、こういうことになります。

○八田ひろ子君 九一・九九%というのはほとんどの段階補正是必要があつて適切に積み上げられております。

○八田ひろ子君 九一・九九%というのはほとん

どの、全部を対象として見直しが行われる、カットが行われるということですが、大臣、これまでの段階補正是必要があつて適切に積み上げられています。

○国務大臣(片山虎之助君) 今まで全部の団体の平均ですね。ところが、やっぱりこれだとインセンティブが働かないですよ、改革の努力の。

だから同じ団体でも頑張っているところの上の方から三分の二を取ろうと。三分の一取るんでよ。上の方、二分の一だと三分の一じゃない、三分の一取つて平均でやろうと、こういうことでございまして、私はこれでまた合理的なんじやなかろうかと、こういうふうに思います。

○政府参考人(林省吾君) ちょっと段階補正係数の策定の仕方につきまして、私の方からお答えをさせていただきます。

これまでの段階補正係数も私どもとしては適正に算出してきたと考えておりまして、全団体の平均を基礎として割増し率を算出する方法を取つておりました。

今回の見直しは、小規模団体にありますても合理的、効率的に行財政運営を行つてゐる地方団体もありますことから、合理化や効率化への意欲を弱めることにならないよう、そのような実態を反映した割増し率を算出しようと、こういうことで行おうとしているものでございます。

○八田ひろ子君 適切であつたんだけれども、また補正を削減するということで、適切に事業をそれぞの自治体がやつてきたところでは交付税削られるということで、大変ですね、それは大臣によくお分かりだと思います。

一月二十二日の全国都道府県財政課長・地方課長合同会議で、報道によりますと、二千億の段階補正そのものは一兆三千億あるんですから、一兆一千億はまだ小規模町村割増しに全部使われるんですから、そういう中で我々はこういう考え方取つたわけでありまして、これはこれで私は改善の努力だと、こういうふうに思つております。

そこで、申し訳ないけれども、今の段階補正を三年間掛かってカットしようと、二千億の段階補正そのものは一兆三千億あるんですから、一兆一千人程度の小さな団体ほど大きい影響があつたわけでありまして、これはこれで私は改善の努力なんですよ。

○八田ひろ子君 九一・九九%の自治体が減らされるということは大きいんですね。とりわけ、四千人以下の町や村といつては全国で四百九十

四町村あるんですけども、既に九年から昨年までの四年間で段階補正の見直しがあって、企画振興費を始めとして、農業行政費や保健衛生費、高齢者保健福祉費など、百六億四千万円減額され

ているんですね、もう既に。これは一つの自治体でいうと二千百五十三万円ももう削減されてきました。

この上、もっと交付税、今度はもう九割以上のところをもつと減らそうという、平成の大合併の推進のための各種の優遇措置は作られるけれど

も、そういうところにざつと流れていって、こうした段階補正の見直し、そして交付税を削減していくこと、とりわけ小規模自治体にとつては合併推進の強力な誘導となって、交付税の在り方として私は納得できないやり方だなということを思ふわけですが、今日は時間がありませんので、次に移ります。

今国会では児童扶養手当の削減が提案されております。この削減では、全体の四六%、三十三万世帯で手当額が減額になつております。すべての自治体で暮らす母子家庭の四六%を直撃するんですが、平年度で見ますと国庫負担額というのは三百六十億円削減というふうに聞いております。そこで伺いたいのは、こうした児童扶養手当の削減というのが地方交付税に与える影響、これはいかほどのになるんでしょうか。

○政府参考人(林省吾君) 今回の制度改正による公的負担の変化についてのお尋ねでございますが、国の負担額は、御指摘がございましたように平成十四年度で百二十億円、平年度ベースで三百六十億円の減少と聞いております。それに伴う地方公共団体の負担額は、平成十四年度で四十億円、平年度ベースでは百二十億円の減少になると見込まれております。

○八田ひろ子君 百二十億円減額になつて、これはどこかへ行くお金じゃなくて、単純に減るんですね。先ほど段階補正の見直しの部分で大臣も言われましたけれども、これは地方交付税の総額そのものは削減をされないわけですね。一方、児童扶養手当の削減のように、国の福祉の削減によって地方交付税の総額の削減につながつてくると、私は、これは重大じゃないかなというふうに思つています。

予算委員会で我が党の質問に対し、九八年にもこれ削減がありました。その大改悪の後ですけれども、厚生省は母子家庭の現状について、大幅に所得の改善はない、こういうことを説明されているんですけれども、母子家庭の世帯収入といふのは一般世帯に比べて三分の一程度というふうです。

に言われております。

私、母子家庭の問題に取り組んでいます市民団体の「しんぐるまさあず・ふおーらむ」という方とか、またほかの皆さん方の懇談会でもいろいろと説明を受けて、アンケート調査の書類もいただ

きました。これで見ますと、平均年収というのが万以下の世帯というのが九九年では三三%でしたけれども、現在七六%。パートなどの不安定雇用が前回のときは二八%ですが、今は五二%。半分以上が不安定雇用で、ダブルジョブ、トリプルジョブというのに非常に大変な実態があります。このアンケート調査を見ますと、生活が苦しいと感じて悲しくなったり、生活意欲をなくしたりすることがあるかという質問に、八七%のお母さんが

よくある、たまにあるというふうに答えていらっしゃるわけですね。

長引く不況の中で、生活意欲というものが大変減退しているというのを見られますけれども、私、これまで家計簿も見せていただいたんですが、一ヶ月で御家族、子供さんが一人とか二人、二人が多いんですけども、食費は一ヶ月大体三万円、多いところでも五万円ぐらいなんですね。こういふところに、景気が悪く失業率も最悪というときに、なぜ命綱になるこういうものを削つていくのか。交付税をだんだんと縮小していくことだというのを昨日もその前もおっしゃっていましたけれども、大臣に政治家として見解を伺ったいんですけども、結局こういうところを削つているんですけどね。だから、そういうふうに平気でいらっしゃるのかどうか、私はちょっとと政治家片山虎之助さんにお伺いしたいと思うんですけども。

○國務大臣(片山虎之助君) 児童扶養手当の見直しについての八田委員の御質問だと思いますけれども、この手当制度もいつまでも変えないとことではなくて、やっぱり将来とも持続可能な制度にせにやいけませんね。そのためには大概の見直しは必要なんですよ。そこで今度は就労支援だ

とか子育て支援なんというものを充実していくわ

けですから、だからもう変えるなど、いいことだけ付け加えていけといつたら金もちませんよね。

だから、時代に合つたように中身を変えていくべきです。

段階補正も同じんですよ。段階補正制度はな

くてもいいという県一杯あるんですよ。我々は必ず要だということですと守つてきただれども、法令上義務付けられている経費以外でも、基準財政需要額に算入し、地方交付税で措置していくことが必要になるものも出てくると思います。そういう場合に措置するかしないかの切り分け、考え方、これを分かりやすく答えてください。

○政府参考人(林省吾君) 基準財政需要額は、地方団体におきます個別具体的な財政支出の実績と

いうものではなく、地方財政計画を基礎といたしまして、国家財政、国の制度等との関連を保ちつつ各団体が標準的な水準における行政を行つための一般財源を算定すると、こういうものでござい

ます。

こうした観点から、御指摘ございました法令上の義務付けがあるものとか国庫補助負担金の地方負担につきましては算定の対象にいたしております。

「地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう国が交付する税」と、こう

二倍ですよ。実際に就職できないんですよ、今の時代で。どういう就労支援があるのかというのを私は言いたいですし、何しろ支給総額抑制の口実にそういうことを言えればいいという態度というのを、私は、子供の幸福や子供の生活保障という根本的な立場、何のために政治があるのかというそういう立場から全く外れていて、いつもおつしやつておられる少子化対策においても全く違うといふことを思っています。

○八田ひろ子君 そういうのは具体的にどういうものがあるんでしようか。法令上義務付けがなくとも推奨的なものとか、あるいは補助制度なくして基準財政需要額に積算をしようとか、具体的に一、二を挙げてください。

○政府参考人(林省吾君) 交付税の基準財政需要

めてお答えいただければいいんですけども、次の問題です。

地方交付税は削減ということに注意が向けられています。削減する削減すると言われているん

ですが、地方交付税の制度や目的に立つて必要な財政需要がとらえられているのか、こういうことが私は大事だと思うんですね。補正の問題でもそ

だと思うんです。

額の算定対象は幅広い分野にわたっているわけですが、例えれば社会福祉関係費目に例を取つて幾つか申し上げますと、在宅介護支援等の在宅福祉事業費であるとか、あるいはホームヘルパー及びケアマネジャーの確保対策等に要する経費であるとか、さらには高齢者の就労促進等の高齢者福祉対策であるとか、また青少年につきましても青少年保護育成関連の経費、こういうものも算定

対象<sup>いた</sup>としているところであります。  
○八田ひろ子君 ひとしく各自治体が行つてある  
こと、やるべき」というふうに御説明いただき  
ました。

そこで、今日は厚生労働省においていただいたので伺いますが、今、乳幼児医療費への助成制度が全国の自治体に広がっておりますが、

どの程度の自治体で制度が設けられているのか、厚生労働省の対応と併せてお願いいたします。

して、地域住民のニーズなど、地域の状況を踏まえながら自治体の単独事業として乳幼児の医療費の力成ボーナス制度です。

の助成が行われておりますが、その内  
平成十三年四月の時点でございますが、その内  
容は、例えば所得制限の有無ですか、その水

準、対象となる子供の年齢の決め方、給付内容などにそれぞれ違いはござりますけれども、全国三千二百四十九すべての市区町村で何らかの形の乳

幼稚園の医療費の助成が実施をされているところでございます。

自らの力で行動する個々の個性を尊重しては、乳幼児の医療費全般的な助成ということではなくて、難病の子供、未熟児、障害児といつ

た、特に手厚い援護が必要なそういう子供の疾病について医療費の公費負担を実施しているところですが、一般的な乳幼児の医療費の助成でござりますが、

は、先ほど申し上げましたように、地方自治体が地域の実情に応じて単独事業としてやられているところです。

また、それに付け加えまして、今般の医療費制度改革の中で、三歳未満の乳幼児に対する医療保

第二部 総務委員会会議録第六号 平成十四年三月二十六日

○八田ひろ子君 御説明いただいた、いろいろあります。予定をした法律の改正を提案いたしているところでございまして、これが実現すれば自治体の負担の軽減にも資するというふうに思つております。

○八田ひろ子君 御説明いただいた、いろいろあります。すけれども、少なくとも三千二百四十九、すべての都道府県、すべての市町村でそれぞれの実情の下にということですけれども、それぞれ実情は子供たちを健やかに育てるという実情だと思ふんですね。乳幼児医療費の助成というのには、児童福祉にとって必要だけでなく、すべての自治体がやっているということは広く国民的合意になっているというふうに思ふんです。

先ほど、局長にも地方交付税法の第一条のお話を伺いましたけれども、こういうすべての自治体がやつてある経費というのは基準財政需要額に算入をして地方交付税措置ということが実際的には必要だと思うんですけれども、大臣、現状はどうでしょうか。

○政府参考人(林省吾君) 御指摘の助成についての交付税措置でありますが、確かにかなりの団体でそういう措置を講じておられるということは承知をいたしております。しかしながら、この実態は、先ほど御答弁もありましたが、この乳幼児の医療費につきまして、地方団体が地域の実情に応じて自主的な判断で、しかも内容につきましては様々な方法で助成を行つてあるところであります。

これについて国として制度化するかどうか、あるいは地方財政措置を講ずるかどうかということにつきましては、財政状況もござりますけれども、この問題が医療制度あるいは福祉制度の根幹にもかかわる問題でありますことから、慎重な検討が必要であろうと私ども考えております。

○八田ひろ子君 局長に聞いていいなんですかね。同じ答弁はしないでください。大臣に伺いますから。

乳幼児の医療費無料化にかかる地方自治体か

らの意見ですね。これは大臣はよく御存じだと思いますが、今年の二月八日現在で一千二百五十五自治体、六都道府県と一千二百十四市区町村です。地方議会というのは三月議会がまだこのときは終わっていませんので、また三月議会が終わったら来ると思います。昨年十一月二十八日にも全国町村長大会というのがありますと、ここでも乳幼児に係る医療費の無料化を制度化する要望が決議されております。全国市長会の平成十四年度の国の施策及び予算に関する要望、ここにも乳幼児の医療費の問題が出てきております。

これはすべての自治体がやっているからこういうことになるんですね。いろいろありますといふうに言われますけれども、年齢とか、入院、通院とかいろいろあることは確かです。ただ、共通しているのは子供の医療費の助成なんですよ。

昨年、私、本会議で地財三法の質問をさせていただきました、この問題を取り上げましたら、今後の課題だというふうに答弁されました。その後、昨年の六月二十二日に参議院の本会議で全会一致で採択をされました決議、ここでも乳幼児医療費の国庫助成等経済的負担の軽減と、こういう決議を本会議でしているわけなんですよ。

ですから、行政府としても、立法院のこうした意思を重く受け止めて適切な措置を取ることが当然だと私は思うんですよね。ですから、大臣に先ほどから所見を伺っておりますので、大臣、お願ひいたします。

○國務大臣(片山虎之助君) 医療保険というのは、基本的には保険給付で、あとは本人負担というのか利用者負担ですよね、その大原則があつて、それを多くの地方団体が立て替えてやろうと、いうのがこの公費負担ですから、これは医療保険制度そのものの負担関係を握るがすようなことがありますよ。だから、ここは慎重な検討をしてなければ、国が財源補てんするのは説明ができないでしよう。

しよう、三歳児は。そういう抜本改革、見直しは行われているんです。地方は、自分のところはまあ乳児の医療費というものは大切だから特別に肩代わってやろうと、こういうことなんですよ。これを制度化するかどうかはまた別の議論なんですよ。制度化するなら交付税で見なきやいけません。そうでなくて任意で、任意がみんなかもしれませんけれども、任意で肩代わってやろうというのはもう少し慎重に検討すると、こういうことが必要でございますので。

それから、交付税というのは何でも全部入れるんじゃないんですよ。そのために二割なり二割五分なりの留保率を残しているんで、そこは各地方団体の選択に任しているんですから、だから、何でも入れる何でも入れるというのは、それはもうそういうわけにいかないんです。御理解を賜りたい。

○八田ひろ子君 これは地方の地方団体からも、そして現実に行われているということで、私は制度を考える姿勢を持つていただきたいということです質問を毎年しているわけなんですよね。

今、医療保険の今度の二割負担のことを言われましたけれども、実際には、ここ厚生労働委員会ではありませんからその問題に入りませんけれど、子育て世代というのは家族全体でいうと負担が重くなるじゃないですか。全く軽減にはなつていませんよ。そういうことでおっしゃってはいけないというふうに思います。

子どもの権利条約でも、「到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。」ということと、『締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。』と、こういうことを求めているわけですよね。

やっぱり、すべての自治体が現実に行つて、国民的合意のある、こういう乳幼児の医療費無料化の制度を国の制度としてお考えになる、今ないか

ら考へれないなんていう、そういう硬直した頭ではなくて、どういう日本を作つたらしいのかといふ、そういうことを大臣是非考へをいただきました。もう私の時間来ましたので、どうしても言いたいことがあれば御答弁をいただきますけれども、是非強くお願ひを申し上げ、終わります。

○国務大臣(片山虎之助君) 一言だけ。そういう制度のことは厚生労働省が責任を持つて考へますので、責任を持つて考へれば責任を持つて我々は対応いたします。

○宮本岳志君 日本共産党的宮本岳志です。今日、地方財政の危機的な状況が各地で深刻になつております。今日は私の地元、泉佐野市の財政問題について質問したいと思います。

まず、基本的なことについて。関西空港の開港以降、泉佐野市は最近まで地方交付税の不交付団体だったと思います。何年から何年まで不交付団体だったか、お答えいただけますか。

○政府参考人(林省吾君) 泉佐野市の交付、不交付の状況についてございますが、平成七年度から平成十一年度までは不交付団体でありました。平成十一年度に交付団体に転じましたが、平成十一年度におきましては再び不交付団体となつております。

○宮本岳志君 空港関連税収が一九九五年で六十三億円、以降毎年七十億円台で推移しております。閑空開港以前の泉佐野市の歳入規模というのは大体年間三百五十億ですから、ここに七十億もの空港関連税収がプラスされたと、地方交付税の不交付団体になるのもうなづけるんです。ところが、今正にこの泉佐野市が、大阪でも全国でも最も赤字再建団体に近い市と言われるようになつてしましました。

今日は資料を配つておりますが、資料①は昨年十一月十八日付の朝日新聞です。経常収支比率は、何と泉佐野市が全国最悪の一〇七・四%。つまり、経常一般財源全部を投入しても公債費を含む経常経費が貯えないと、こういう状況です。平成十二年度末の市の会計全体で借金の累積は一千

六百七十一億円、市民一人当たり百七十万円、こ

ういう泉佐野市の財政実態について國は承知しておりますか。

○政府参考人(林省吾君) 泉佐野市の財政状況につきましては、実は私どもいろいろ心配をしながら御相談にあずかつてあるところでございま

す。この泉佐野市の財政状況、平成十一年度決算におきまして実質収支が三億九千五百万円の赤字に転じたわけであります。平成十二年度決算におきましても二十七億九千万円と、赤字額が更に増

大をいたしております。

それからまた、財政構造の弾力性を示すいろいろな指標があるわけであります。幾つか御指摘もございましたが、経常収支比率は平成十二年度決算におきましては一〇七・四%と、こういうことになつております。また、起債制限比率も一五・九%ということになつております。また、公債費の累増等によりまして財政構造が硬直化し、極めて厳しい財政状況にあると私どもも認識をいたしております。

なお、このような厳しい財政状況を踏まえて、泉佐野市におかれましては、自主的な行財政改革の推進計画を定められておりまして、定員管理、あるいは給与の適正化、事務事業の見直し等を進めています。閑空開港以前の泉佐野市の歳入規模というの

は大体年間三百五十億ですから、ここに七十億もの空港関連税収がプラスされたと、地方交付税の不交付団体になるのもうなづけるんです。ところが、今正にこの泉佐野市が、大阪でも全国でも最も赤字再建団体に近い市と言われるようになつてしましました。

今日は資料を配つておりますが、資料①は昨年十一月十八日付の朝日新聞です。経常収支比率は、何と泉佐野市が全国最悪の一〇七・四%。つまり、経常一般財源全部を投入しても公債費を含む経常経費が貯えないと、こういう状況です。平成十二年度末の市の会計全体で借金の累積は一千

ターを造りました。

もう一つは、市民病院の移設事業です。府企業局が閑空関連事業として進め、今ではこれも完全に破綻したりんくうタウンに二百八十億円掛け市民病院を移築いたしました。総事業費二百八十万円のうち二百五十億は地方債で資金調達。幾ら閑

空からの税収があるといつても、せいぜい年間四百億の予算規模の市が、主に借金に頼つて二つで六百億の事業、大臣、大臣、こんな事業をやら財政破綻は当然だと私は思いますけれども、そ

う思われますか。

○国務大臣(片山虎之助君) 実情を私も必ずしも詳しく述べ上げませんから余り軽々に発言でさまで、それは市長さんなり市議会、皆さんのが、やつぱりりんくうタウンということですか、そういうことで頑張つておやりになつたと、こういうことだらうと思いますけれども、しかし結果がこういうことで、例えば、りんくうタウンというんですか、そこへの企業立地等が当初の見込みよりは大幅に状況が変わつていると、いろんな状況ではないでしょうかね。そういう感じがいたしました。

○宮本岳志君 我が党は、もちろん市民ホールや市民病院を不需要だと言つてゐるんじゃないんです。全身の丈に合つていないということを特に強調したい、指摘したいと思います。

もう一つ例を挙げさせていただきます。異常な市街地再開発計画なんです。

泉佐野の再開発計画は、一九八一年に基本計画が策定されております。八五年、駅の東側に当たる駅上地区の準備組合が結成され再開発が具体的に動き始めました。駅上東地区は八七年、駅上西地区は八九年に都市計画決定、そのほか駅前地区とか市場地区とか統々と統くんですが、ややこしいので今日は資料③に年表にして付けさせていただきました。八二年から九三年に掛けてこうしてずっと計画決定されてきたわけですね。

それで、これらの計画が進むにつれて一体どんなことが起つたかと。それを下に実は付けてお

いたんです。

一九八二年、当初の基本計画では、これは十四階建てと十二階建ての二つのビルで床面積は約七千平米。それが八七年には十万平米を超えて八八年には十三万。九〇年には二十四階建て三つに十七階建て一つ。九二年には市場地区といふのが加わって、ついに二十四階建てが三つに二十二階建てが二つ、十七階建てが一つ、実際に床面積は三十一万七千九百八平米。八二年から九二年のこの十年間に、ちょうど床面積、これ四倍に膨れ上がつたというのがこの泉佐野の駅前の再開発の実態なんですよ。

大臣、こんな計画が本当に成り立つと、そうお感じになりますか、大臣。

○国務大臣(片山虎之助君) 何度も申し上げますが、実情がよく、私はそれほど承知いたしておりませんので、しかしこれはちょうどバブルのときですね。バブルの発生する前からバブルの絶頂期、こういう計画になつたんだろうと思いますけれども、それはその当時はそういう見込みがあつたんだしようけれども、状況が大きく変わつた

ということじゃないでしようかね。

大臣、こんな計画が本当に成り立つと、そうお

感じになりますか、大臣。

○国務大臣(片山虎之助君) 何度も申し上げます

が、実情がよく、私はそれほど承知いたしておりませんので、しかしこれはちょうどバブルのときですね。バブルの発生する前からバブルの絶頂期、こういう計画になつたんだろうと思いますけれども、それはその当時はそういう見込みがあつたんだしようけれども、状況が大きく変わつた

ということじゃないでしようかね。

○宮本岳志君 これは、実はその後も膨れ上がり、閑空開港の時点の構想では、構想という段階ですけれども、一番下に付けた、二十四階建て五つなど計九本のビルで四十四万四千平米というとてつもない計画にまで膨れ上がるんです。こんな計画は成り立つわけはないんです。

大阪府下で過去一つの駅前に駅前再開発によつて三十万平米以上の床が供給されたというのは、人口二百六十万人を超える大阪市の南北の玄関口、大阪駅前と天王寺駅前、この二つなんです。

大阪府下で過去一つの駅前に駅前再開発によつて三十万平米以上の床が供給されたというのは、人口二十万人にも満たない泉佐野にこんな計画が成り立つわけはないんです。結果は、今もこの場

所には広大な空き地が残されております。これは一例なんです。泉佐野の財政破綻が空港関連事業にのめり込んだ結果であることはもはや明瞭で

す。

これ以外にも、泉佐野コスモポリスの破綻処理



一四

やつぱり財政再建ということを第一に考えていくのかと。依然としてこういう方向では私は問題だと思うんですけども、これは大臣、いかがですか。

○國務大臣(片山虎之助君) それは、空港の近くだから空港を利用しない手はありませんよね。ただ、それは適正に見込んで適正に利用しないと、過度に幻想的なことはいけませんね。

そういう意味では、お聞きしますと、市長さん

もお替わりになつたようだし、今相当、改革の努力、財政再建の努力をされているようですから、そういう意味では宮本委員言われるかじをかなり変えたんじゃないですか。

財政再建策というのはどういうものか御存じですか。私も、それも調べてきましたよ。学校給食の民間委託、保育所の民営化など、福祉、医療、教育の徹底した切捨て、そして幼稚園の保育料の値上げ、駐輪場の値上げ、手当たり次第の公共料金の値上げなんですよ。しかも、これもあなたの方の指示の下にやっていることだと言わざるを得ません。

昨年四月二十日付けの総務事務次官の財政運営通知には、「行政改革の推進」という項を起こして、事細かに通知しております。自治体職員の定員は数値目標を持つて削り込め、民間委託を推進せよ、職員給与をもつと下げる、地方公営企業の料金は受益者負担の適正な徴収を行えと、ずっと並んでおります。その一方で、投資的経費に係る地方単独事業については、前年比減額しているが、地方団体の予算における地方単独事業費の減額を想定したものでないことに留意されたい、必要な事業量の確保に積極的に取り組まれたいと。つまり、投資的経費に係る地方単独事業については減らしてくれるなどいう一文まで付いておりま

けれども、国との太いパイプの下で、財政再建といふのは、つまり大規模開発済存、市民サービスの切捨てということではないんですか。

○政府参考人(林省吾君) 現下の地方財政、それぞれの団体にとりまして大変厳しい状況にあると思います。したがいまして、バランス良くやつておられる団体は、当然この状況を踏まえまして、行革に熱心に取り組みながら、しかし元気がなくなつては困りますから、地域の実情に応じて地域の活性化を図るための施策も併せて行う、こういうかじ取りをやつておられる団体が大半だろうと思ひます。

ただ、その中には財政が、御指摘の泉佐野市のよう、大変厳しい状況にある団体もございます。経常収支比率が全国最上位というようなことからしましても財政の硬直化は相当進んでいるわけでありまして、そういう団体におかれましては、やはりそのうちの財政の再建を第一の重要課題として取り組んでいただく必要があるんだろうと思つております。

また、財政の再建だけでは市民サービスに支障を來す場合もありますから、それを併せて、地域の活力を維持しながら住民サービスの低下を招かないような工夫もされながらやるわけでありますて、それぞれに当事者として市町村は御苦労をさ

れながら再建と地域の振興に努力しているものと考  
えております。

の市長の与党ではございません。しかし、実は市長は私の高校の先輩でございまして、面識はござります。市長は私に、國も府ももっと地方財政の窮状を理解してほしいと率直に語つておられました。

もちろん、一方で泉佐野市の新年度予算案を見せていただいても、一般会計で投資的事業である普通建設事業費が補助事業と単独事業を合わせれば前年度比で約三・三倍、三十億円に達していると、これまた理解し難い。そして同時に、先ほど

の事務次官通知のとおりになつてゐるという面もあるわけですね。しかし、これらが国家プロジェクトを進めるんだといううたい文句で、やはりこの地域で閑空のインパクトを町づくりに生かすといふやり方で進められてきた財政困難であるということは間違いないと思うんですよ。

日清作の賃政北洋に、再興するにあたっては、捨てることなくしっかりと財政再建の道を付けていく、これはやっぱり国の責任でもあります。総務省の責任でもあると思うんですが、大臣に最後にその決意をお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。いかがですか。

○國務大臣(片山虎之助君) 今、財政再建のためのいろんな努力をやつているんですよ、泉佐野市は。これは国も地方も皆やつているんですよ、今、日本じゅうが。そういう中で、私は、泉佐野

は今までの経緯もあるからもととやつてもらう。それは必要だし、そういう努力については市民が決めるんですよ、最終的には。公共料金を上げるのはけしからぬ、民営化はけしからぬ、委託はけしからぬ。

しからぬと、それは市民が決めるんですよ。それは市民が選んだ市長さんがそういう方針を出して、市議会が認めて、市民が支持してやっているので、それは今後とも自主的なそういう判断の下

に大きいなる財政再建をやつていただきたい、こゝへ  
いうふうに思つております。

○松岡満壽男君 小泉總理はいつも中央から地方へということ、それから官から民へ、すなわち、地方でできることは地方でやつてもらおう、そして民間でできるものは民間にやつてもらおうと、

こういう方向性については私は間違つてないといふうに思うわけですし、本委員会でも、そういうふうに見て中央と地方との役割をどうしていくのかという点での議論がずっと続いているわけですがあります。

今朝ほども、道州制の問題につきましては、自民党の岩城さんの方から私が言おうと思つておつた内容を全部言つていただきましたので、今日はその話は省かせていただいて。要するに、民でできることは民へ、官から民へということは、一つには官のやっている仕事というものは非常に硬直的で、一種の、そういうずっとDNAを持ち続けてきている。そこに民間の経営方法といいまして、うか、そういう感覚を導入していくことが必要がいることであろうと思うんですけれども、最近はいわゆるニュー・パブリック・マネジメントで、地方公共団体へこのNPMを導入しようという

福岡市辺りはDNA二〇〇二計画。これは聞いてみると、市役所の遺伝子を変えようと、DNAを、ということで、Dはできる、Nは納得のできる仕事をしよう、Aは遊び心を忘れないと、今までの固いイメージを、役所の持っている、変えようと、いろんな試みがあるわけあります。特に、

で、いこうという発想でやっているわけですね。私の地元の山口県でも、宇部市の土地開発公社の経営健全化計画とか、宇部、防府市の緑の基本計画があるわけでありまして、経済財政諮問会議の

骨太方針の中でニュー・パブリック・マネジメントの重要性を認めて、総務省としても昨年十月には地方行政NPM研究会を発足させて、民間の経営理念とか手法の公的部門への導入を検討してい

るようでありますけれども、どのくらいの自治権がこれを取り入れてはいるのか、どの程度これがせんでいるのか、それをまずお答えをいただきたい、というふうに思います。

○政府参考人(板倉敏和君) 我が国の財政をとり巻く環境は、国、地方とともに極めて厳しい状況にございまして、地方分権や住民ニーズの高度化、多様化などに適切に対応するために、地方公共団体

体におきましては徹底した行政改革に取り組むことが期待をされておるところでござります。各地方公共団体におきましては、これまでも財政改革の推進のために事務事業の見直し、組織、機構の簡素効率化、地方公社 第三セクタ

の経営健全化、定員管理、給与の適正化等に努めますとともに、多くの団体におきましては、既にバランスシートや行政評価システム、あるいはPFIやパブリックコメントなどといいました手法の導入を図っているというふうに承知をいたしております。

しては考へております。  
しかししながら、より一層の取組が求められると  
ころでございまして、総務省といいたしましても、  
先ほどの研究会等を通じまして先進的な事例の調  
査等を行いまして、各地方公共団体の取組を一層  
支援をしてまいりたいと、このように存じております。

○松岡満壽男君　日本の自治体は、NPM手法の導入に当たって事務事業評価から始まるケースが非常に多いようであります、貸借対照表の作成は約六割の自治体で行っているようですけれども、今後一、二年ではほとんどの市に普及するというような動きになっておるようです。

しかし、現状は財政の情報公開や財源と資産の関係を示すものにとどまっています、行政経営には生かされていないというのが実情だろうと思ふんですね。今後、行政コストの算定の在り方、

コスト削減を目指すような地方交付税制度の改革の必要性、それから予算・決算制度の見直しですね、これも絶対必要なことだというふうに思つんですねけれども、民間の経営を導入していく場合にはこれはもう避けて通れない問題だと思うんですけれども、行政とNPMとの共同型経営への発展などが検討が必要だというふうに思います。行政サービスの成果を重視し、成果を中心に予

算配分や行政活動を組み立て、行政活動の努力の過程を住民に分かりやすく提示していくと、このような成果志向といいましょうか、住民志向の行政システムの構築が必要というふうに考えられるわけでありますけれども、この点について総務大臣のお考えを伺いたいというふうに思います。

うに、私も成果を志向した住民中心の行政システムの構築は必要だと思います。国の方は、御承知のようにこの四月から政策評価が本格的施行になります。これを予算や組織定数管理につなげたいと、こういうふうに思つておりますし、これは評価もやるわけですから、事前と途中と事後の業績評価を。それを全部つなげていくと、こういうこ

とですから、これは地方団体も相当なところがもう既に導入しておりますから、是非これもやってもらいたいと、こう思つておりますし、それから情報公開が行政機関だけではなくて、我々は独立行政法人や特殊法人も情報公開始めようと、こういうことでございまして、そういうものもうまく活動しながら、やっぱり委員が言われるような住民志向の、住民中心の行政のシステムを作つていくということが今後必要ではなかろうかと。既に幾つかの団体では、言葉は違いますよ、やり方でも違いますけれども、似たような発想、目的でいろいろな検討をしているようですから、いいそういう例がでければ、これ全国に広めていきたいと、こういうふうに思つております。

(○松岡満壽男君 福岡市がいみじくもDNA二〇二二ですか、それは木庭さんの方がよく御存じでしようけれども、その辺は、何しろ役所のDNAというのがあう連綿として続いているわけですから、だから、それは相当な指導をされたりしていませんか？ これはそう簡単に私いかないと思うんですね。

日本というのは、ある面では、よくゆでガエル現象ということを言われているけれども、ぬるま湯に入っていると気持ちがいいからじつとしているうちに、はつと気が付いたらもうゆでガエルで死んでしまっている。だから、熱い湯にほんと入れちゃうと飛び出してくる、逆に。そういう土壌があるわけですから、是非ひとつ大臣また総務省、この辺は頑張つていただきたいとお願いをしておきたいというふうに思つます。

それからもう一つ、先ほど来また地方公営企業の問題も随分先行議員から出ておりました。十四年度予算において地方債務残高が百九十五兆円と予想されるわけでありますから、地方自治体の償還は大変厳しいものになつてくるわけです。

財政基盤の強化を含めた市町村合併も方向性は出ているわけですけれども、なかなか難しいのが状況でありまして、そういう点では意識改革よりも制度とかシステムを思い切って変えると、あるいは道州制の導入とか、その方が私は早いと思うんですけれども、なかなかそうもいかない。多少これは時間が掛かるんだろうと思うんですよ。それで、実際に合併の段階でも、自治体が抱いている地方公営企業が足を引っ張っている部分が、実は合併の、問題があるわけですよ。国民生活の基本的インフラとサービス提供を担ってきた地方公営企業が、我が国の社会の社会的成熟に伴つて非常にその基盤も非常に危うくなってきている。ここはやはり、そういう時代に合わせて抜本的な改革を避けて通れぬところにもう来ているんじやないかというふうに思うんですね。

昨年九月の改革工程表では、平成十四年三月までの措置として、「地方公営企業への民間的経営手法の導入について、地方公共団体の取組みを要請する。」とされておるわけですけれども、要請に対して、これ、その後どの程度そういう問題についての作業が進んでいるのか、その状況についてお聞きをいたしたいというふう思います。

○政府参考人(林省吾君) 改革工程表で述べられ

ております地方公共団体の取組要請についてであります。私どもにおきましては、本年の一月に、まず財政課長名で各団体に通知をさせていただき、あるいはその後もいろいろな機会をとらまえまして地方公共団体に経営健全化のための取組を要請いたしているところであります。その中のキーワードは民間的経営手法の導入といふことにしているわけでござります。

具体的に民間的経営手法の導入ということで地方団体に今機会をとらまえまして助言をしているものといたしましては、例えばアウトソーシング、外部委託であるとか、あるいはP·F·I等の有効活用を通じた市場競争原理の徹底、あるいはその業績評価手法を活用した業績主義の徹底であるとか、あるいは経営情報を積極的に開示する企業

経営の透明化であるとか、さらには、資産をもつと有効に活用していただきたい、それにより収益性向上のための取組を推進していただきたいと、こういうようなことをお願いをいたしているところでございます。

地方団体における具体的な取組状況、詳細な把握をいたしているわけではありませんが、こういう私どもからの助言も受けまして、地方団体におきましては様々な工夫を凝らして取り組んでいただいているものと承知をいたしておりますし、幾つかの事例もお聞きをいたしているところであります。アウトソーシングの導入事例であるとか、あるいは、特に最近はPFIにつきましては、水道事業の分野でPFIを取り入れるとか、あるいは病院事業においても取り入れるとか、そのようないすれにいたしましても、地方公営企業はこれらの民間的な経営手法の導入を通じまして一層の自立性を強化しながら経営の活性化を図る必要がある、こういうふうに考えておりまして、今後、これらの趣旨を踏まえまして、私どもとしても本格的な取組を地方団体に要請してまいりたいと考えております。

○松岡満壽男君 本年一月二十一日付の日経新聞の自治体調査では、調査した五百八十九自治体の水道、下水道、病院、交通の公営企業で二〇〇一年度収支見通しは全事業の三割が赤字と、これ、前年より四%増加しているわけですね。自治体では四割の公営企業が赤字と言われているわけです。水道が二十一・七%、赤字の比率がですね、下水道が一七・一%、病院に至つては五一・四%、交通が六四%。このアンケートで三百十八自治体が回答した公営企業の債務残高は、全部で二十三兆円を超しているわけですよね。地方団体の財政を大きく揺るがせかねないリスクになつてゐるわけですよ。市町村合併においても、現実に隣の町や市との水道料金の差というものが非常に、格差が障害になつていて場合も非常にあるわけで、

これの調整も必要だと思います。

それで、総務省の方としては、これ、全体的に見て、例えば、私も昔市長時代に自治体病院開設協議会の全国の副会長をやつたことがあるんですが、毎年、例えば病院については、最近では何か六千三百億円、おととしですか、一般会計から持つていて、それでも一兆三千億の赤字、累積赤字だということになりますが、これなんかは、

こういう点で地方公営企業の改革について総務省としてはどのようになっておられるのか。それと、あわせて、さつきパー・センテージだけで触れたんですが、それぞれ水道事業、下水道事業、病院事業、交通事業の収支の状況と累積の欠損の額を把握しておられましたら、お教えもいたいと思います。

○政府参考人(林省吾君) お答えを申し上げます。

先に、御質問ございました各会計の決算、累積損失額につきましてお答えを申し上げます。

水道事業は、事業数三千六百六十一団体でございまして、収支は一千六百四十八億円の黒字となっております。法適用事業数はそのうちの二千二十五事業であります、その累積欠損額は一千百一億円となつております。

下水道事業は、事業数四千六百六十九事業でございまして、収支は六百四億円の黒字となつております。法適用事業百三十九事業の累積欠損金の額は二千十二億円となつております。

病院事業はすべてが法適用事業でありますが、事業数は七百五十七事業、収支は六百四十四億円の赤字、累積欠損金の額は一兆三千二百一億円となつております。

交通事業は、事業数が百二十五事業、収支は二千三百十億円の赤字となつております。事業数は七十五事業の累積欠損金の額は一兆五千七百四十八億円となつております。

○政府参考人(林省吾君) いろいろな要因があ

るいはその中の構造改革の進展という動きもございます。こういう地方公営企業を取り巻く環境が大きく変化している中で、やはり地方公営企業は、本来の使命にかんがみまして、経営改善等に積極的に取り組みながら、地域における住民サービスの提供に貢献してまいらなければならぬことと、こういうふうに考えておりまして、具体的には、経営が悪化している事業につきましては、個々具体にその原因を踏まえた本格的な経営健全化対策に取り組んでいただきたいということをお願いをいたしておりますし、今後とも強くお願いをしてまいります。

それら各事業に共通の課題といたしましては、やはり中長期的な経営計画の策定をする、住民に分かりやすい情報を公表する、あるいは業績評価手法を導入する、こういう民間的な経営手法を強く取り込んだ経営健全計画を基に公営企業の経営に当たつていただきたいと、こう考えております。

総務省といたしましても、今後とも、これらの地方公営企業の改革を支援する立場からいろいろと御相談に乗りながら、私どもとして応援であります。基本は、社会情勢の変化に対応でき、民間企業に負けない地方公営企業になるような努力をいたさないと、こう考えているところでございます。

○松岡満壽男君 これ、局長、その病院事業の一兆三千二百一億円の累積赤字、それから交通事業の二兆五千七百四十八億円ですか、もう大変な金額ですね。いろいろ分析はしておられると思うんですけども、どうしてこういう状況になつているのか、分かりやすくひとつ御説明いただけませんか。

○政府参考人(林省吾君) いろいろな要因があ

これを一挙に回復するというのではなくなか難しいところがあるわけでございますが、私どもとしては、毎年毎年度の病院経営について、まず経営的な手法を導入していただきたいと。単に医療サービスを提供するだけの病院ではなくて、経営的手段を導入しながらやつていただきたいと、これまで効果がはつきりと現れている病院が数多く出ております。

地域における医療需要がだんだん大きくなっています。そこで、その要請にこたえるために、特に公的病院の場合は、不採算部門について対応するとか、あるいは民間病院で対応してなかなかできない点があるわけであります。

しかし、そればかりを言っておられませんので、そういう経営的手法によつては、なかなか改善の難しい分野につきましては、繰り出し基準のような形で公的な支援も考えながら、他の分につきましては民間病院に負けないような経営的な努力をしていただき必要があると、こういうふうに考えながら御指導いたしております。

最近は、累積赤字も、先ほど申し上げました単年度の収支も、前年度に比べますと少し少なくなつてきていて、こういうような経営努力も見られるところでござりますので、経営健全化に実績を上げられております事例等も各病院に紹介しながら健全化に当たつていただきたいと、こういうふうに考えております。

交通事業につきましても、大きな累積赤字があるわけでございますが、これは過去におきます状況と今日の状況を比べますと、なかなか民間参入との比較におきまして、経営体質の問題もあります。また公営の交通でありますから、民間の交通事業はなかなかか出てこられない地域、条件不利地域のようなどころでも公共的な責任を果たす意味で経営を続けていかなければならないと、こういうような要因がござります。また、もちろん交通事業内部の職員の体制であるとか、いろいろ事



本日、高橋千秋君が委員を辞任され、その補欠として羽田雄一郎君が選任されました。

○平野貞夫君　国会改革連絡会の平野でございま  
す。

今日は渡辺秀央先生が質疑をする予定でございましたんですが、ピンチヒッターとして参りました。国会改革連絡会というの御承知のように、無所属の会と、それから自由党の人たちによつて構成されておりまして、議題になつております二つの法案についてもしかしたら態度が異なるかも分からぬということで、これは新しいやつぱり參議院の在り方だと思いますが、時間の範囲でその立場から、私は反対の立場から質問させていただきたいと思います。

ざいまして、先般、大臣、ここで地方自治の在り方という公聴会をやつたのでござります。大変、経験者や学者や、いい会合だつたんですねが、何といいましても自治行政の経験者でもあり權威者でもある大臣に、現在の憲法の地方自治の章についてどのような印象を持たれているか、あるいはどういうところを整備しなきやだめかという御意見を持つておられるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○國務大臣(片山虎之助君) 今の憲法は、明治憲法下と違いまして、第八章というのを設けて地方自治を規定しておりますね。これはやっぱり、明治憲法下では単なる法律上の担保制度であったものが憲法が保障する制度に大変私は格上げになつたと、国的基本的なことは制度だと、こういう位置付けになつたことは大変望ましいと、こういうふうに思つております。

そこで、憲法の九十二条でございますが、地主本旨というものが何だというのは昔からの大議論でございまして、結局は、今の通説は、これは団体自治と住民自治の二つの側面における地方自治を保障することだと。団体自治と住民自治。団体自

治というのには、一つの団体としての意思決定がで  
きて、行動ができる、責任を取るようなことだ  
と。住民自治というのは、その執行機関や議決機  
関を住民が直接公選で選ぶ。こういうことでござ  
いまして、あるいは江戸幕藩体制における藩だ  
とか戦前の県は、团体自治はありましたがけれど  
も、それなりに、住民自治はなかったと、こうい  
うことだと思いますが、今は住民自治ができるい  
る、住民自治も併せ備えていると。  
それじゃ、今の地方自治制度で百点かといふ  
と、これはいろんな議論が私はあると思います  
ね。そこで、地方分権じやなくて地方主権だとい  
うことも出るような、そういう考え方もあるわけ  
であります。が、統治権は國から来ていると、そ  
ういう意味では分権なんですねけれども、気持ちは地  
方主権で、地方中心のやつぱりこれからのが國が内政の構造にしていく、こういうことが必要でござ  
いまして、そういう意味では憲法の規定もいろ  
いろあるのはこれから考えていく必要があるの  
かもしませんし、それから今の代表制民主主義  
と直接民主主義、間接と直接との組合せも地方  
自治の場合にどういう組合せていくのか、こうい  
うものこれから私議論の対象になるんではなか  
ろうかと思つております。

いのかなど、こう思いますけれども。いずれにしても、大変な危機的状況であることは國も地方も同じだと思つております。

○平野貞夫君 大変率直なお話、分かりやすかつたんですが、ならば、いかなる今後戦略と戦術をもつてこれに対処していくべきか、大臣の御覺悟をひとつお聞きしたい。

○國務大臣(片山虎之助君) これがなかなか大変なんですね。大変なんで、いろんなことをこの委員会でも申し上げていいわけありますから、基本的には今の低迷する景気を自律で経済発展できるような民間主導の経済構造に直していく、活性化していくということがあると思いますね。

それから、國も地方も更なる歳出構造を見直して効率化、健全化を図っている、こういうこともあると思いますし、それから國と地方の関係で言えば、やっぱり今の六対四をせめて五対五の歳入に直してもらうということがあるかもしれません。しかし、それから、これだけ國も地方も恒久的に、當時これだけの財源不足が出るんですね。國も出来ますね、國債であれしなきやいかぬ。地方も同じですね。こういうことになると、やっぱり行政サービスと負担の間の均衡が大幅に損なわれているのではないか、この辺をどう考えるかと。この議論を延長しますと増税かと、こういうことになりますから、なかなか直ちに増税という議論になりますが、せんけれども、サービスと負担のバランスということについて国民みんなで考えていく必要があるんじゃないかなあうかと、こういうふうに思つております。

○平野貞夫君 もつともなお話なんですが、これはもういつときも許さない非常事態だと思います。

という状況の中で、この議題となつて二〇〇〇年の法案、もう今年辺りから地方自治体の財政をし改革する、あるいは財源について大臣が御主張されるような配分を行うような体制をもう作らなかぬと思いますが、とてもこの内容ではそれには応できないうのが私の意見でございますが、

○國務大臣(片山虎之助君) これは当面の、来年度の地方財政や地方税制の年度改正でございまして、抜本的なものではありません、それはもう御承知のとおり。我々が言うような本格的な構造改革といいますか、それはやっぱりこれから私は道筋を付けていかなければならぬ。そのためには、例えば経済財政諮問会議や地方分権改革推進会議や、そこで議論を始めていただいているわけでありまして、こういう景気の状況、財政環境ですから一遍にいきませんけれども、やっぱり議論を重ねて道筋を付けていくと、税源移譲なら税源移譲の、地方の税財政基盤の強化なら強化について、そういうふうに思つておりますし、この二法をもつて直ちに我々が日ごろ言うようなものの対策とは考えておりません。

○平野貞夫君 大臣が森内閣のときですか、昨年、一昨年ですか、要するに平成十四年度から地方交付特別会計の民間借り入れはやめるということで御決断され、これ私はやっぱり改革の一つの方に向だと思いますが、ところが、この法律といいますか、この国会の問題では国の財源不足という、そういう理由で借り残しましたですね。これ何回も参議院の本会議でも衆議院でも議論されておるところで、予算委員会でも議論されているところですが、こういうことでは地方財政運営が余りにも無原則、無節操、地方財政運営を犠牲にするやり方じやないかと。せつかくの片山大臣の改革の御決断がここでは、小泉内閣では殺されているというふうに思つんですが、大臣いかが。

○國務大臣(片山虎之助君) 当委員会でも答弁させていただいたおりますが、平成十三年度の予算折衝で地方財政を決めますときに、当時の森内閣時代ですね、宮澤大蔵大臣と私の方で合意しまして、二か年で交付税特別会計の借り入れはやめると。借り人はほとんど財投なんですよ、民間じゃなくて財投。財政投融资の借り入れはやめると。財投がこれは十四年から廃止になりますし、十四年

この今提出されている二つの法案でその抜本改革はできますか。

いのかなと、こう思ひますけれども。いずれにしても、大変な危機的状況であることは國も地方も同様に思つてらります。

この今提出されている二つの法案でその抜本改革はできますか。

の四月から財政投融資制度が廃止になりますし、そういういろんなことを考えて決めましたが、これも御答弁申し上げているように、我々が思ったより穴が、財源不足の穴が大きいんですね。先ほど申し上げましたが、大体五兆から六兆ぐらいだまして、これを全部、特会借入れをやめて、国が一般会計で資金を作つて加算する、入れると。それから、地方が、赤字地方債というのは三倍になりますので、これはもう大変きつい。國もきついですよ、地方もきついと、こういう議論になりますて、それじゃ、一遍にいうのを四分の一だけ残そうかと。四分の三は借入れを解消したんでして十五年度で解消しよう。そういう意味ではやや方針が変わったわけですが、方向としては同じですから、是非そこは御理解を賜りたいと。基本的には特会借入れはやめていくと、こういう方向でございます。

○平野貞夫君 大臣の御苦労は分かるんですが、

小泉総理は施政方針演説で、国と地方の役割や税財源配分の在り方の見直しに取り組むということを、あれ一月でしたか、言明しています。恐らく大臣も総理との間でいろいろやり取りがあったと思いますが、やっぱり小泉総理としては、私は非常に、小泉総理にはこの点については文句の言いたいところでございます。

それから、問題はやっぱり国の財政の在り方か

ら変えていかざるを得ないと思うんですが、私は、やっぱり国債発行の三十兆円というのにどうわれているところに基本的な問題があると思ってます。この不況、失業の時期に、ある程度の国債を出して仕事を作る、失業をなくするということは私は一番大事な問題だと思うんですが、その点、余りにも国債枠三十兆円、これにやっぱり小泉さんがとらわれているところにこの構造改革すらおかしくなるという原因があると思います。それと、国債等は別にしまして、例えば、昨年、衆議院の予算委員会で問題になつたんです

が、愛媛県の八幡浜の県のトンネル工事で、十九億で入札して、地元の建設会社が、それを若狭に十三億で丸投げして、二千万ぐらい若狭まだそれも利益出しているという、こういう丸投げ、談合の体質というのは、地方が主体する工事でもか

なりあると思います。

私は、そういう意味で、全体の地方自治体のそういう言わば税金還流のシステム、これこそ真っ先に解体するといいますか、やめなきや駄目な問題で、こういうことを直していくばまだ十分工夫できる余地はあるんじやないかという意見を申し上げて、質問を終わらせていただきま

す。

○委員長(田村公平君) 答弁は結構ですか。

○平野貞夫君 もしかりましたら。

○委員長(田村公平君) 片山総務大臣、じゃ、どうぞ、答弁。

○国務大臣(片山虎之助君) 答弁ですか。

○委員長(田村公平君) 答弁です。

ユールの問題についてお伺いをしてまいりますが、今回の地方税法改正は、株式譲渡益あるいは不動産取得税、特別土地保有税など資産課税関連の細々とした改正が盛り込まれておるわけですけれども、そのほとんどは資産のある人だとか企業の地方税を安くする改正案になつてゐるというふうに思います。

まず第一点目は、地方への税源移譲のスケジ

ュールの問題についてお伺いをしてまいりますが、私が過日この委員会で市町村長の地方分権、自治に関するアンケートの結果でも紹介をいたしましたけれども、國から地方への税源移譲にあります。このことは地方分権推進委員会も指摘をされておりまして、既に所得税プラス消費税の各一部との案も出されているわけですが、大臣もこの委員会で何度も、まずは國と地方の税源分配を当面五対五に努力すると、こう明言をされたまいました。

大臣の言われるこの五対五なりあるいは所得税等の一部地方移譲は今後どのようにスケジュールで取り組んでいかれようとしているのか、その決意を含めてお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(片山虎之助君) 度度も御答弁させていただいておりますように、当面は國からの税源移譲などによって國税と地方税の比率を一対一にすると、その際には個人住民税や地方消費税など地域の偏在の少ないそういう税を充実していくと、こういうことを言つておりますが、具体的には、経済財政諮問会議や地方分権改革推進会議で、ここで議論していくと。今まで、秋に政府税調、党税調が中心に、税制改革論議は秋ですよ。大体十月の終わりころから始めて十二月までと、

○又市征治君 社民党的又市です。

二法案の締めくくりの質疑になりますので、大臣もお疲れでしようけれども、締めくくり的、前向きにひとつ御答弁はあらかじめお願いを申し上げておきたいと思います。

○又市征治君 二法案の締めくくりの質疑になりますので、大臣もお疲れでしようけれども、締めくくり的、前向きにひとつ御答弁はあらかじめお願いを申し上げておきたいと思います。

○又市征治君 こういう、大臣かなり前からそういう決意を申されておるわけですが、残念ながら、今お話をありましたようにこれについて遅れてきてはいる、あるいは今日の景気動向が大きく変わってきたという、こんなこともあって地方自治体はいろいろと自衛策を講じているんだろうと思うんです。

その一つが東京都の金融機関に関する法人事業税への外形標準課税の導入ということだったと思いますが、今日、午後の冒頭にもこのことが出来ましたけれども、これに対しても銀行業界が提訴をされ、本日、その地裁の判決が出されまして東京都が敗訴をすると、こういう結果でした。

しかし、この東京都の問題提起は、単なる一回の自治体にとって、法に基づいて自前の税収増を図るというよりは、ここ数年の税収減の食い止めを図る責重な提議だつたんだろうと思うんです。

○又市征治君 そういう、大臣かなり前からそ

ういう決意を申されておるわけですが、残念ながら、今お話をありましたようにこれについて遅れてきてはいる、あるいは今日の景気動向が大きく変わってきたという、こんなこともあって地方自治

体はいろいろと自衛策を講じているんだろうと思

うんです。

○又市征治君 そういうことでもう一度お話を

お聞きしたいと思います。

○又市征治君 そういうことでございましたけれども、もう既に

政府税調も経済財政諮問会議も、地方分権改革推進会議がちよつと遅れますが、いずれも税制改革の議論をスタートしておりまして、是非そ

ういうことの中でこの税源移譲についても道筋を付けていきたいと、こういうふうに私は考えてお

ります。

○又市征治君 そういうことでございましたけれども、もう既に

政府税調も経済財政諮問会議も、地方分権改革推進会議がちよつと遅れますが、いずれも税制改革の議論をスタートしておりまして、是非そ

ういうことの中で

○国務大臣(片山虎之助君) まず、東京都のいわる法人事業税の外形標準課税の考え方を改めてまとめてお聞かせいただきたいと思います。

ゆる銀行税ですね、外形標準的課税ですけれども、これにつきましては、今、又市委員お話しのように、一審では事実上銀行の勝訴ですね。東京都の敗訴だと、こういうふうに思います。そういう意味で、東京都が問題提起した、外形標準課税というものを天下に知らしめた功績は私は大変あると思います。

しかし、あれは極めて限られた銀行をねらし、専らの税でございまして、外形標準課税の理念は広く薄くなんですよ。広く薄くみんなでと。ところが、あれは狭く狭く少なくと、こういうことでございまして、その点、政府としては閣議了解で慎重にやつてくれということを言つたわけであります。それが当時の自治大臣、保利自治大臣と石原都知事が会談をしましたけれども物別れになりま

して、もう後はそれでやつたと。銀行側はそれに  
対して訴訟を起こしたと。こういうことでござい  
まして、少し判決を丁寧に読んでみないといかぬ  
と思いますけれども、結果としては一番はこうな  
りましたが、恐らく都の方は控訴されるでしょう  
し、これから更にそういう意味での議論は続いて  
いくと、こう思いますし、我々はこういうことが  
ないよう、制度として外形標準課税を現実化し  
て東京都の税もその中に吸収してしまいたいと、  
こういうふうに思つておりますので、判決そのも  
ののコメントは、先ほど申し上げましたが差し控  
えさせていただきたいと、こういうふうに思つて  
おります。

そこで、外形標準課税についても、何度も申し上げておりますが、特に与党の税制協議会では来年度の導入を中途に行うと、こういうことを決めいただきましたし、経済財政諮問会議も、党の、党ではありません、政府の税調も、経済財政諮問会議の方は十五年を中途にございまして、政府の税調の方は早期にでござりますけれども、いずれも導入に賛成でございますので、来年度は

是非これが現実に導入できるよう努めたいと。

その場合に、中身をどうするのかと。一番最初の案は、人件費課税で、リストラ課税で失業を招くという反対が強うございました。そこで、十四年度の税制改正で出した案は、資本を、資本金を中に入れると。付加価値だけじゃなくて資本金を入れると。元々半分は収益を残すんですから、残りの半分について付加価値だけじゃなくて資本金も入れると、こういう案を作りましたが、これについても賛否半ばいたしましたんで、来年度の、来年度ではありません、十五年度の税制改正については、本年度あるいは昨年度の議論も踏まえて、更に関係の皆さんのが納得できるに近いような法案を是非作って、関係方面的御了解も得ながら是非推進してまいりたいと、こういうふうに思つておる次第であります。

対意見も随分とあると。今日の銀行側の話もそ  
なんですが、反対をされる方々は、当然のことと  
して、税負担が増える企業側の方が反対意見を述  
べられているということなんですか?でも、増え  
るといつてみても、東京都の例でいいましても、  
東京都の考え方でいえば、不況前の平均的な課税  
の状態に戻るにすぎないという、こういうこと  
だったんだと思ひますけれども。

課税標準を利益ではなく外形に求める以上は、  
好況、不況に影響されずには一定期額の税を納め  
るということになるわけですから、この原理  
を判断は理解をしていないのか、あるいはまた銀  
行側、銀行業界はあえてこれを無視しているとい  
うのか、ちょっとこちら辺のところはどういうふ  
うにお考えなのか。ちょっと下げさせてくれとい  
うことなのかな。その点もう一つお聞きをしておき  
たいのと、併せて、反対をされる意見に、一つは  
中小企業の税負担が重くなるという意見と、それ  
から今ほどもちょっとございましたが、外形標準  
の一項目に賃金を入れるということは、支払賃金  
の多い企業ほど事業税が高くなり、結果として企

業が労働者の賃金を抑制することにつながるから

務省としては、当然これらへの反論というふうなことか、仕組みといいますか、そこらのところを提案をされておると思うわけですが、改めて税務局長、こちら辺のところを改めて御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(瀧野欣彌君) まず、東京都の外形標準課税、銀行税等と言われている外形標準課税に対します内容についてのコメントでございますけれども、東京都の課税につきましてのコメントでござりますけれども、まだ判決の内容につきまして精査しておりませんので、その内容がいかなる理由で東京都の方の実質的な敗訴になつたのかということについてはコメントできるような状況にないということをまず申し上げておきたいと思ひます。

つきまして、まず中小企業の負担が重くなるのではないかという点がございますが、これにつきましては、我々の方では大法人全体とそれから中小法人全体の税負担は変わらないような仕組みにしていこうという設計をしているところでございます。その上で、それぞれ経営基盤の脆弱な中小法人あるいは創業期のベンチャー企業というようなものについては、担税力に配慮いたしまして、例えば資本金一千万円未満の小規模の法人に対しましては年定額四万八千円を限度にするとか、あるいはベンチャー企業で草創期のものに付きましては最大六年間徴収猶予が受けられるような制度を創設するというような措置を講じることとしておるところでございます。

また、賃金課税ではないかとか、あるいは労働者が多いところは不利になるのではないかというような議論もございます。こういったものについては、今回の案というものが付加価値というものを課税標準の中に入れているために、その中の構成要素として賃金があるためにこういう議論が出てくるわけでございますが、元々この付加価値と

いうものにつきましては法人の生み出します広い意味での収益を全体として対象にしておるもので

ございまして、単純に給与そのものを課税対象にしておるわけでもございません。給与を削減したましても全体の付加価値額というのは変わらないということをございまして、そういう意味では中立的な性質を有する課税標準というふうに考えておるわけでござります。

しかし、いろいろ御懸念もあるとという中で、先ほど大臣の方からもお答えいたしましたとおり、更に案につきまして、資本割を入れることによりまして全体としての給与に対します課税標準全体の割合を落としていくというような工夫も加えて、御理解を得るよう努力していくたいというふうに考えておるところでござります。

○又市征治君 それなりに説得力のある説明だろ  
うと思います。

総務省としては、一歩後れたものの、先ほどお

大臣からお答えいただいているように、十五年度の税制改正にこれを盛り込むというお答えでございました。しかし、これまで産業界の反対で何度も実現をしてこなかったということも現実であります。先ほど来の御答弁では、政府関係の経済財政諮問会議あるいは政府税調、分権推進会議、それぞれ条件はそういう格好で整いつつあるようですけれども、いずれにいたしましても、地方財政の安定化を図る立場として、是非ともこの十五年度からの外形課税の実現に向けた決意を改めてもう大臣からお願ひをしたいと思います。

(○国務大臣(片山虎之助君) 何度も申し上げますように、地方の税は応益でなきやいかぬと、応益が中心だと、受益に応じて負担をしてもらうと、この国の方は能力に応じて負担をしてもらうと、こういうことでございまして、そういう意味から言うと、法人事業税が法人税と同じ構造というのは、やっぱりこれは考え直した方がいいと思います。その方が広く薄く公平に負担していくだくようになりますし、また安定するわけですね、ずっと、外形標準の方が。

そういう意味で、是非これを推進いたしたいと思つておりますが、今までなかなかこれがうまくいかないのは、経済団体や中小企業団体がやっぱり反対されると、こういうことでございまして、是非こういう関係のところの理解を得たいと。何度も申し上げますけれども、税収中立で、増税するわけじゃないんです、みんなで広く薄く負担してもらうと。したがって、今負担しているところは大体安くなるんです。

は、現行四二から四五へ上昇するというような形にならうかと思ひます。

それでも、これ大臣にお尋ねしたいと思いますが、府県に比べて市町村の間で税源の偏在が大きいことは変わらぬのではないかと思うんですよ。所得税から住民税への移譲による三兆円の配分は府県よりもやっぱり市町村に厚くし、今後の正に自治の担い手たる市町村が税源が乏しくてもやつぱり自立できるように配分をすべきなんだろうと、こう思います。

もちろん、一刻も早くこの税源移譲そのものを実現するよう努力を重ねてお願いをしたいと思

○又市征治君 それでは、最後になりますが、多額の地方財源不足が生じておりますので、それを賄うのに交付税特別会計からの借り入れ、それでも無理で地方に特例債を求めるという、こういう方法が取られ、地方交付税制度そのものが破綻に近い状態になつてきているんだというのは、私も以前からここで御指摘を申し上げましたし、各委員からもそのような懸念が表明をされてまいりました。

ただ、法人事業税との関連でいえば、外形標準課税によつて都道府県の税収について一定の安定化が実現をすれば、後は市町村の対策に課題が移

るよう努力いたしたいと、こういうように思つておりますし、一番これで利益を受けるのは都道府県なんですね。だから、知事会や都道府県議長会にもう少し頑張っていただい、少なくとも自分の県内、都道府県内の経済団体や中小企業団体には十分な理解をしてもらうような努力を私はしてもらいたいと、こういうこともお願いしておりますし、全部総務省に任したらどうにかなると、こ

○政府参考人(瀧野欣彌君) 現在、個人住民税所得割の税率でござりますが、道府県民税、市町村民税合わせまして課税所得金額が二百万円以下の場合は五%、それから二百万円超七百万円以下の部分については一〇%、七百万円を超える部分につきましては一三%というようになつてゐるわけですが、この点ではないかといふ懸念があるわけですが、その点はどうですか。

いますが、この府県と市町村との配分についてひとつ大臣の一歩踏み込んだ見解をお願いをしたいと思うんです。

○又市征治君　さて、話を税源移譲のことにつよ  
つと移したいと思いますが、総務省の出されてお  
る資料によりますと、國の所得稅から地方の個人  
住民稅への移譲について、幾つかの条件を置いて  
の話ですけれども、その移譲額を三兆円というふ  
うに試算をされておるというふうに思います。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 現在、個人住民税所得割の税率でござりますが、道府県民税、市町村民税合わせまして課税所得金額が二百万円以下の場合は五%、それから二百万円超七百万円以下の場合には一〇%、七百万円を超えます部分につきましては一三%というよう緩やかな累進構造となつてゐるわけでございます。

現在、一つの案として出ております三兆円の税源移譲の場合には、一律税率をこれを一〇%に持つてこなすこととございますが、この場合、税源移譲としてオーダーが三兆円規模になると、こういうことでござります。その場合には、この七百万円超の部分は税率が一三%から一〇%に落ちるということになりますし、二百万円以下の部分につきましては五%の税率が一〇%に引き上げられると、こういうことになるわけでござります。

いますが、この府県と市町村との配分についてひとつ大臣の一歩踏み込んだ見解をお願いをしたいと思うんです。

○國務大臣(片山虎之助君) 今のその三兆円とうのはだれも決めた数字じゃないんですよ。今の住民税の税率を一〇%のフラットにすれば三兆円の增收になると、こういうことでございまして、今我々が言っている五対五というのは、六兆五千億から七兆円、国から地方に税を移すということなんですよ。年によって違いますよ、今、国の税収の見込みと地方の税収の見込みは、だから、これは大変な議論でございましてね、すぐばたばたといふことにはなかなかならないかもせんけれども、何度も申し上げますように、我々としては道筋を作りたいと、こういうふうに思つております。

そこで、委員のお尋ねの住民税も道府県民税、市町村民税とは違うではないかと。今御承知のように三対七ですね、三対七。だから、そういうふ

これだけでは国と地方の税収比率は五対五まで  
は行かないだろうと思いますが、そういう意味で  
改善は小さいような気がするわけですが、どのよ  
うになるのか、御説明をお願いしたいと思いま  
す。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 平成十一年度の決算算  
ベースで見ますと、例えば三兆円の税源移譲を  
行つた場合、国税と地方税の税収割合でございま  
すが、国税につきましては、現行五八%程度から  
五五%へ低下いたしますが、地方税につきまして

○政府参考人(瀧野欣彌君) 現在、個人住民税所得割の税率でござりますが、道府県民税、市町村民税合併せまして課税所得金額が二百万円以下の部分については一〇%、七百万円を超えます部分につきましては一三%というよう緩やかな累進構造となつてゐるわけでございます。

現在、一つの案として出ております三兆円の税源移譲の場合には、一律税率をこれを一〇%に持つて、いこうといふことでござりますが、この場合、税源移譲としてオーダーが三兆円規模になると、こういうことでござります。その場合には、この七百万円超の部分は税率が一三%から一〇%に落ちるということになりますし、二百万円以下の部分につきましては五%の税率が一〇%に引き上げられると、こういうことになるわけでござります。

で、現在の税制の下におきましては、大体納稅者の六割程度はこの税率五%の所得区分のところにおけるわけでございまして、その部分のところが税率が引き上げられるということでござりますので、全般的な考えいたしましては、所得水準の高い地域よりも所得水準の低い、税源の少ない地域の方が、これまでの収税と比較して一定の増収効果が生じるのではないかというふうに考えております。

いますが、この府県と市町村との配分についてひとつ大臣の一歩踏み込んだ見解をお願いをしたいと思うんです。

○国務大臣(片山虎之助君) 今のその三兆円とうのはだれも決めた数字じゃないんですよ。今の住民税の税率を一〇%のフラットにすれば三兆円の增收になると、こういうことでございまして、今我々が言っている五対五というのは、六兆五千億から七兆円、國から地方に税を移すということなんですよ。年によって違いますよ、今、国の税収の見込みと地方の税収の見込みは、だから、これは大変な議論でございましてね、すぐばたばたということにはなかなかならないかもせんけれども、何度も申し上げますように、我々としては道筋を作りたいと、こういうふうに思つております。

そこで、委員のお尋ねの住民税も道府県民税、市町村民税とは違うではないかと。今御承知のように三対七ですね、三対七。だから、そういうことはあくまでも税源移譲で都道府県と市町村が分け合う場合にもベースになると思います、そういうことが。

だから、それはほかの税との絡みがありますからね、そこで最終的にどうするかはこれから議論でございまして、税源移譲、税源移譲とお題目みたいなことばつかり言つていても駄目ですからね、我々としても、具体的に何をどうしてどうするかというのをこれから検討していくかないと、そういうふうに思つております。

課税によって都道府県の税収について一定の安定化が実現をすれば、後は市町村の対策に課題が移るんだろうと思います。

その限りにおいては、市町村、特に独自の税源が望めない非常に乏しい財政力の弱い市町村に重的に配分することも一定可能になつてくるんだと思います。そうすれば、段階補正の圧縮だととか、あるいは財政基盤の確立と称して特別交付税の特例操作を含めた、これ市町村の大合併の必要、こんなことも不要になるんだろうと思うんですね。これらに市町村長さんは非常に強く反対をなさっている、あるいは不快な思いをなされているということは前回もこれは御紹介を申し上げたところです。

そこで、地方分権、自治確立の観点から、国からの税源移譲で五対五を主張を強くされて、そしてまた外形課税を推進をされてまいりました大臣として、この自主財源の乏しい市町村に対しても、付税で、むしろ手厚くするよう算定を改善をしていく、そういうお考えはいかがなものかとお伺いをしたいと思います。

○國務大臣(片山虎之助君) 我々は、何度も言いますが、二十一世紀は地方の時代、地方の時代の主役は市町村だと、こう言つております。

ただ、市町村が今までいいんだ、金だけねれといふんじゃ駄目ですよ。市町村がやっぱり、地方分権の担い手になるように強く大きくならう、頑張ろう、そういう意欲を出さないと。金だけねれくれと、これじやいけません。市町村がもつぱり、



法人の取扱い、景気の動向や急激な税負担の変動等にも配慮しつつ、早期の実現に努めること。

三、固定資産税は、自主財源としての市町村税の基幹税目であることを踏まえ、その安定的確保を図るとともに、納税者の理解を深めるため負担の公平に努めること。また、平成十五年度の土地の評価替えに当たっては、負担水準の均衡化・適正化を推進するとともに、最近における地価の変動をより的確に評価額に反映させること。

四、法定外税については、地方団体の課税自主権の尊重、住民の受益と負担の関係の明確化及び課税の選択肢の拡大等にかんがみ、事前に協議に当たっては、協議の事例を踏まえつづ、不同意要件等その基準の一層の明確化を図ること。

五、税制の簡素化、税負担の公平化を図るため、非課税等特別措置について引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進するこ

と。右決議する。

以上でござります。

○委員長(田村公平君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(田村公平君) 御異議ないと認め、さよう

う決定いたします。

○委員長(田村公平君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて本委員会の決議とす

ることと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(田村公平君) 御異議ないと認め、さよう

う決定いたします。

○委員長(田村公平君) 次に、行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を議題といたします。

○伊藤基隆君 伊藤君から発言を求められておりますので、こ

れを許します。伊藤基隆君。

私は、自由民主党・保守党、民主

党・新緑風会、公明党、国会改革連絡会(自由党・無所属の会)及び社会民主党・護憲連合の各会派共同提案による地方財政の拡充強化に関する決

議案を提出いたします。

○伊藤基隆君 私は、自由民主党・保守党、民主

党・新緑風会、公明党、国会改革連絡会(自由党・無所属の会)及び社会民主党・護憲連合の各会派共同提案による地方財政の拡充強化に関する決

議案を提出いたします。

○委員長(田村公平君) 多数と認めます。よつて、本決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、片山総務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。片山総務大臣。

○國務大臣(片山虎之助君) ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分

を求めておりますので、この際、これを許します。

○國務大臣(片山虎之助君) ただいま御決議のあ

りました事項につきましては、その御趣旨を十分

を求めておりますので、この際、これを許します。

○國務大臣(片山虎之助君) ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律の一部を改

正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

これは、戦没者遺族等に対する処遇の改善を図るため、遺族加算の年額について、平成十四年四月から、公務関係扶助料に係るものにあっては三千三百円増額して十四万八千五百円に、傷病者遺族特別年金に係るものにあっては二千六百四十円増額して九万八千九百五十円に、それぞれ引き上げようとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(田村公平君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時七分散会

三月二十二日本委員会に左の案件が付託された。  
一、地方議会議員の年金制度の運営効率化等に関する請願(第九二三号)

第九二三号 平成十四年三月十二日受理

地方議会議員の年金制度の運営効率化等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市富士見町一六ノ三五ノ二〇四 永島康子 外九千七百七十五名

紹介議員 千葉景子  
現在の日本の社会は未曾有の時代である。景気浮揚の出口が見えず、高失業率に加え、更なる企業の合併や大量リストラ計画の発表などにより、国民は先の見えない不安にさらされている。また、高齢社会を支える公的年金制度についても、生活保障の確実性や年金財政の破綻などの懸念に対する抜本的な解決策が示されていない。このような中、地方議会議員年金制度の見直しが国会で進められているが、もともと同制度には次のような問題点がある。(一)国民年金や厚生年金を

受給するには二十五年以上の加入期間が必要であるのに対し、議員年金は三期十二年の加入で受給資格が得られる上、都道府県、市又は町村の区分ごとに別々に給付される。(二)在職期間中に国民年金や厚生年金にも重複加入できることから、双方から受給でき、税金の恩恵を一重に享受できる。(三)公費負担の財源は市町村民税などの地方税であるにもかかわらず、制度は国会が決定しており、地方分権の時代に地方自治をないがしろにしている。(四)議員共済会の会長(全国議長会会長)は、政府に対し同制度が破綻しないよう要請しており、国や地方議会には問題意識がない。以上のように、同制度は非常に優遇されており、そのうえ、見直し案である「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案」は、給付金額は減額されるものの、地方議会議員年金の積上げを維持しながら、公費負担を増額する内容となっている。多額の税金に支えられた同制度を改革することにより、議員全員の強制加入を廃止し、任意加入の互助会制度に改めて公費負担をなくしていくべきである。

ついては、次の事項について実現を図られた

一、都道府県、市又は町村別となつてゐる地方議員の年金制度を統合し、運営を効率化すること。  
二、国会議員と統合した地方議会議員の年金については、その合計した金額に上限を設けること。

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。  
一、恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

第一条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「平成十三年四月分」を「平成十四年四月分」に改め、同項の表中「五六七、四〇〇円」を「五六八、四〇〇円」に、「三九九、〇〇〇円」を「四〇〇、〇〇〇円」に改め、同条第四項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

第二条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項中「十四万五千二百円」を「十四万八千五百円」に改める。

附則第十五条第二項中「四十万二千円」を「四十万四千八百円」に、「三十万五千円」を「三十万三千六百円」に改め、同条第四項中「九万六千三百十円」を「九万八千九百五十円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(扶助料等の年額の改定)

第二条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第五十一号)。次条において「法律第五十一号」という。附則第十四条第二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、平成十四年四月分以後、その加算の年額を、改正後の同項に規定する年額に改定する。

第三条 傷病者遺族特別年金については、平成十四年四月分以後、その年額を、改正後の法律第五十一号附則第十五条の規定によつて算出された年額に改定する。

(職權改定)

第四条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁判所が受給者の請求を待たずに行なう。